

| | |
|------------------|--|
| Title | 英米における西洋古典籍の総合目録の作成規則の変遷とその理由 |
| Sub Title | The transition and reason of the rules for making rare book union catalogues in Anglo-America |
| Author | 西川, 和(Nishikawa, Nodoka) |
| Publisher | 三田図書館・情報学会 |
| Publication year | 2015 |
| Jtitle | Library and information science No.74 (2015.) ,p.31- 60 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | <p>【目的】本研究の目的は西洋古典籍の総合目録である, A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books Printed Abroad, 1475–1640 (STC)やShort-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America, and of English Books Printed in Other Countries, 1641–1700 (Wing STC), English Short Title Catalogue (ESTC)の作成規則がどのような理由で時代ごとに変化したのかを明らかにすることである。</p> <p>【方法】西洋古典籍の総合目録のうち特にSTCやWing STCには, 明文化や公表をされていない作成規則が存在すると考えられる。明文化されている規則を目録規則や序文や関連する文献から, 明文化されていない規則を実際目録のレコードから明らかにし, 作成規則を再構成する。そして得られた作成規則を変化の仕方を基に分類し, 変化の理由を考察する。</p> <p>【結果】本研究の結果, STCとWing STCは明文化されていない内容を含む作成規則に基づいていること, ESTCは初期と現在で異なる, 明文化された作成規則を用いていることが明らかになった。これらの総合目録の作成規則はSTC第2版と初期のESTCの間で特に大きく変化し, より詳細になった。そして, 古典籍のための目録規則に関する先行研究で示された, 現代の書物の目録規則の変化, 書誌学の伝統, 技術の進歩が, 総合目録の作成規則が変化した理由としても当てはまることと, 個別目録の問題, 作成者の変化, 想定利用者の変化の3つが総合目録に特有の変化の理由としてあることが明らかになった。</p> <p>Purpose : This paper examines how and why rules for creating rare book union catalogues, such as A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books Printed Abroad, 1475–1640 (STC), Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America, and of English Books Printed in Other Countries, 1641–1700 (Wing STC) and English Short Title Catalogue (ESTC), have been transformed.</p> <p>Methods : Some parts of the rules for creating union catalogues, STC and Wing STC in particular, might not be fully written. Thus, in order to reconstruct rules for creating union catalogues, not only rules and prefaces written in the catalogues as well as related literature, but also the union catalogues themselves were examined. The identified changes of the cataloguing rules are classified, and their reasons are considered.</p> <p>Results : Some unwritten rules for creating STC and Wing STC have been identified. Some written rules for creating ESTC, which are different from those used at present, have also been identified. The rules for creating the earlier edition of ESTC are far more detailed than the STC 2nd edition. Matters related to each union catalogue, changes of cataloguers and expected users of the union</p> |

| | |
|-------|---|
| | catalogues have been identified as reasons for the above changes, in addition to changes in the tradition of descriptive bibliography, the evolution of library cataloguing rules, and technological changes, which have been identified in earlier studies about cataloguing rules for rare books. |
| Notes | 原著論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000074-0031 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

原著論文

英米における西洋古典籍の総合目録の作成規則の変遷とその理由

The transition and reason of the rules for making rare book union catalogues in Anglo-America

西 川 和

Nodoka NISHIKAWA

Résumé

Purpose: This paper examines how and why rules for creating rare book union catalogues, such as *A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books Printed Abroad, 1475-1640 (STC)*, *Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America, and of English Books Printed in Other Countries, 1641-1700 (Wing STC)* and *English Short Title Catalogue (ESTC)*, have been transformed.

Methods: Some parts of the rules for creating union catalogues, *STC* and *Wing STC* in particular, might not be fully written. Thus, in order to reconstruct rules for creating union catalogues, not only rules and prefaces written in the catalogues as well as related literature, but also the union catalogues themselves were examined. The identified changes of the cataloguing rules are classified, and their reasons are considered.

Results: Some unwritten rules for creating *STC* and *Wing STC* have been identified. Some written rules for creating *ESTC*, which are different from those used at present, have also been identified. The rules for creating the earlier edition of *ESTC* are far more detailed than the *STC* 2nd edition. Matters related to each union catalogue, changes of cataloguers and expected users of the union catalogues have been identified as reasons for the above changes, in addition to changes in the tradition of descriptive bibliography, the evolution of library cataloguing rules, and technological changes, which have been identified in earlier studies about cataloguing rules for rare books.

西川 和：慶應義塾大学大学院文学研究科，東京都港区三田 2-15-45

Nodoka NISHIKAWA: Graduate School of Library and Information Science, Keio University, 2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo, 108-8345, Japan

e-mail: nishikaw@2007.jukuin.keio.ac.jp

受付日：2015年1月7日 改訂稿受付日：2015年7月1日 受理日：2015年9月9日

- I. 西洋古典籍のための目録規則
 - A. 総合目録と蔵書目録
 - B. 先行研究
 - C. 研究の目的
- II. 総合目録の作成規則の再構成
 - A. 取り上げる総合目録
 - B. 調査の対象と方法
 - C. 再構成された作成規則
- III. 作成規則の変化
 - A. 調査方法
 - B. 調査結果
- IV. 考察
 - A. 考察の手法
 - B. 作成規則の変化の理由
- V. おわりに

I. 西洋古典籍のための目録規則

A. 総合目録と蔵書目録

1. 西洋古典籍の総合目録

西洋古典籍は現代の書物と異なる点が多いので、資料の識別に必要とされる点にも様々な違いがある。例えば書店や購入者が自らの好みに合わせて製本させるために大きさが一定しないので、目録で物理的な形態を示す時には大きさではなく判型を用いている。

そのため、西洋古典籍の目録を作るためには現代の書物と異なる西洋古典籍の特色を反映した目録規則が必要である。1978年の『英米目録規則第2版』(*Anglo-American Cataloguing Rules. 2nd ed.: AACR2*)の中で西洋古典籍に関する規則が定められて以降、標準的に使われている目録規則の中に西洋古典籍のための規則が作成されるようになった¹⁾。AACR2と同じ時期に、International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA) は *International Standard Bibliographic Description for Older Monographic Publications (Antiquarian) (ISBD (A))* という西洋古典籍の国際標準を作った。更に西洋古典籍専用の目録規則として、1981年にはAACR2を拡張してISBD (A)の要素を盛り

込んだ *Bibliographic Description of Rare Books (BDRB)* が作成された。1991年には米国議会図書館 (Library of Congress: LC) と大学研究図書館協会 (Association of College and Research Libraries: ACRL) によってBDRBの改訂版である *Descriptive Cataloging of Rare Books (DCRB)* が作られ、小規模な古典籍コレクションしかない場合はAACR2を、大規模な古典籍コレクションを持つならばDCRBを用いるようにという使い分けが求められるようになった²⁾。2007年には更にDCRBが *Descriptive Cataloging of Rare Materials (Books) (DCRM (B))* として改訂された。DCRM (B)は西洋古典籍専用の目録規則としては最新のものであるが、*Resource Description and Access (RDA)* の発表が2010年と遅かったため、RDAに対応していない。米国図書館協会 (American Library Association: ALA) の Bibliographic Standards Committee of the Rare Books and Manuscripts Section は、DCRM (B)のRDAと互換性のあるバージョンが作成されるまでは、AACR2とDCRM (B)を使うか、RDAとPCC RDA BIBCO Standard Record (BSR)を用いるかのいずれかで対応するように勧告している³⁾。2014年に作られたBSRは、古典籍に関する規則を含むRDAに対応

した目録規則だが、Monographic Bibliographic Record Cooperative Program (BIBCO) のためのもので、*DCRM(B)* の全面的な改訂ではない。

これらの目録規則は西洋古典籍を対象にした目録作成に広く使われており、すでに研究がなされている。しかし、*AACR2* 以降の目録規則だけを見ても、西洋古典籍の目録の歴史を明らかにすることはできない。

AACR2 以前から、複数館の情報を合わせ、西洋古典籍を網羅的に収録した総合目録が数多くある。その中でも、1640年までに出版されたものを収録した A. W. Pollard らの *A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books Printed Abroad, 1475-1640 (STC)*^{4), 5)} や、1641年から1700年に出版されたものを収録した D. G. Wing の *Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America, and of English Books Printed in Other Countries, 1641-1700 (Wing STC)*^{6), 7)}、1800年までに出版されたものを収録した *English Short Title Catalogue (ESTC)*⁸⁾ は特に著名であり、図書館のような組織にも個々の研究者にも幅広く使われ、大きな影響を与えている。それらは遡及的全国書誌の役割を果たしている。

なお、本論文では「古典籍」という言葉は、西洋で19世紀前半以前に手引き印刷機で印刷された書籍を指す。また、「総合目録」という言葉は、西洋古典籍の総合目録を指す。

2. 総合目録の作成規則を調査する意義

以下の3つの理由から、*STC* のような総合目録の作成規則を調査することは、蔵書目録を含めた古典籍の目録規則を知るために、なくてはならないものだと考えられる。第一に総合目録の作成規則は時代ごとの古典籍目録の作成規則や書誌学の動向を蔵書目録より強く反映している。古典籍を扱う個別の図書館の蔵書目録は古くから作られており、様々な工夫がなされている重要なものだが、その時代の標準的な古典籍の目録記述方法だ

けでなく、それぞれの図書館に独自の蔵書構成や管理の仕方を反映している。一方、総合目録の編集にあたっては、複数の図書館のデータをまとめるために、当時の標準に近い規則が必要である。そのため、総合目録を調査する方が蔵書目録を調査するより、時代ごとの古典籍の目録作成規則や書誌学の動向を考える手掛かりを深くつかむことができる。

第二に、総合目録の編集・改版作業は古典籍の蔵書目録に影響を与えている。*BDRB* の作られる契機の1つは北米にある18世紀の出版物を *Eighteenth Century Short Title Catalogue (ESTC)* に登録するために、単一の目録の標準が必要とされたためである⁹⁾。そして、*BDRB* を拡張した *DCRB* は図書館での古典籍の目録作成においても広く使われているので¹⁰⁾、個々の図書館の蔵書目録も総合目録の影響を受けていると言える。

第三に総合目録は古典籍の探索、同定、識別の際に利用されている。目録作成の際にも使われており、英国図書館 (British Library) をはじめとした様々な図書館の目録や、古典籍の画像データベースである *Early English Books Online (EEBO)* でも *STC* や *Wing STC* の番号をレコード内に用いている。

B. 先行研究

1. 古典籍の目録規則の歴史

古典籍の目録規則の歴史に関する先行研究としては、B. M. Russell による研究¹⁾がある。Russell は古典籍のための目録規則が必要な理由を、著作の内容と関連しない特徴を基に資料の正確な識別をすることと、資料の内容と物理的特徴を利用者に認識させるためのアクセスポイントの識別とその説明をすることの2つであるとしている。そして古典籍目録が現代の図書目録と異なっている点として、標題紙の転記、形態の表記、注記、追加アクセスポイントをあげた。そして、これらの点について英米を中心とする古典籍の目録規則のうち、*Anglo-American Cataloguing Rules (AACR)* から *DCRB* までの6種類の内容

と変化を調査した。

Russell による調査の結果は次のようなものであった。AACR に含まれているインキュナブラのタイトル、出版情報、書誌的参照についての簡潔な規則は、誤りを犯しやすいものであった。AACR2 には古典籍のタイトル、版、出版情報、注記についての規則が用意されたものの、これも簡潔すぎるという問題があった。ISBD (A) ではタイトル、版、出版情報、注記について定めているが、書誌ではなく目録のための標準であることを強調し、句読法や大文字使用法において書誌学で行われているような完全な転写を求めている。Russell はその理由を目録作業の担当者が混乱しないように配慮しているためだとしている。BDRB の注記に関する規則は ISBD (A) に近く、校合式は P. Gaskell の *A New Introduction to Bibliography* を参照するように指示し、書誌的参照に用いる書籍のリストを提供している。AACR2 の 1988 年改版では古典籍に関する部分は、元の AACR2 と内容的に大きな変化をしているわけではないが、一般の図書館員が目録作成に利用しやすいようにわかりやすくなっていると Russell は指摘している。

一方、書誌的データベースや統合図書館システムの発展により、目録の作成も機械可読型にする必要がでてきたことにも Russell は言及している。特に BDRB から DCRB への最大の変化は共同目録作業で利用できるように進歩したことだとしていた。

そして Russell は目録規則の内容を順に追うことで、必ずしも古典籍の専門家ではない担当者が確実に目録をとれるかという目録の視点と、詳細で正確な記録をするという書誌学の視点が互いに関わり合っていることを示した。一方で、目録を記述するフォーマットが紙媒体から電子媒体になり、共同目録作業が広まったという変化に目録規則が対応していることから、技術の進歩が目録規則に影響を与えていると考察した。

また、K. S. Moriarty は修士論文¹¹⁾の一部において、Russell の論文を基に更に対象を広げて『91 か条目録規則』(*Rules for the Compilation of*

the Catalogue) から DCRB までの英米の 8 種類の目録規則について、古典籍に関する部分を調査した。そして Moriarty は、目録規則の中には古典籍に関する規則が 19 世紀から存在し、DCRM (B) までつながっていることに注目した。この研究は当時新しく作られたばかりの DCRM (B) に関する研究を中心としており、古典籍の目録規則の歴史研究は DCRM (B) の背景として扱われている。

2. 個別の総合目録の作成規則

総合目録のうち ESTC の目録規則^{12), 13), 14), 15)}は発表されているものの、STC や Wing STC の目録規則は発表されていない。目録の序文に作り方が書かれていることもあるが、それだけで総合目録を作れるとは思えない簡易な内容である。ただし、総合目録についての書評や研究、編纂者による論文が、図書館学や英米文学に関する様々な雑誌に掲載されている。以下では、作成規則や作成方法について触れられている部分を、STC, Wing STC, ESTC の順にまとめた。

D. Pearson や R. C. Alston による STC 第 2 版の書評では、STC の初版と第 2 版の両方が『91 か条目録規則』と同じように匿名著作の標目を地域にしていることを批判し、タイトルにすべきだと述べている^{16), 17)}。武者小路信和は STC の初版と第 2 版の違いを比較し、初版に比べて第 2 版では収録点数が増加し、記入が詳細になり、利用者の便宜を考えた工夫がなされているとした¹⁸⁾。武者小路によると収録点数が増加したのは異版や異刷の解明と著者の同定がなされたためであり、記入が詳細になったのは初版以降の書誌学研究の発展と優秀な編集者の分析が活かされているためである。そして利用者の便宜を図るために印刷の品質向上と参照の増加、表の活用などが行われていると指摘している。

Wing 本人による論文には Wing STC をどのような規則に従って作成したかがある程度記述してあった¹⁹⁾。K. J. Holzknicht の論文では、Wing STC は STC を参考にしているがよりシステムティックな作成規則を用いており、個人で作

成したことにより団体で作成した場合と比べて作成方法に一貫性ができるというメリットがあったとしている²⁰⁾。D. McKitterick は、*Wing STC* の匿名著作のレコードにおいて、AACR 以前の目録の多くで重視されている適切な関連人物の名前が割愛されているという問題があり、利用者の利便性を損ねていると指摘している²¹⁾。その原因について McKitterick は言及していないが、*Wing STC* を作る際の何らかの明文化されていない規則があったのではないかと推測できる。

ESTC の作成より前の時期に、*ESTC* の初期からの編集メンバーである R. J. Roberts は、18 世紀の資料を対象にした総合目録にどのような規則を用いるべきかを、D. Foxon の *A Catalogue of English Verse, 1701-1750* をあげて議論している²²⁾。なお、その論文で Roberts が示した規則は実際に作られた *ESTC* の作成規則とは大きく異なるものであった。H. Snyder は *ESTC* と *STC* や *Wing STC* のレコードの連携について論じた²³⁾。それによると *STC* にある資料を電子目録に登録するための規則がなく、AACR2 などの既存の規則でも対応しきれないために新たな規則が必要である。更に続けて、*Wing STC* の機械可読データが1巻と2巻の分はあり、3巻の分も準備している最中だったが、*Wing STC* の冊子版と同様にデータの割愛が多く、*ESTC* で必要とされている情報が欠落していたためにやり直しが必要になったことも Snyder は述べている。

以上のように、総合目録に関する論文では作成規則を全体的に取り上げているのではなく、研究対象の総合目録の長所や短所の議論の中で、それに関わる作成規則の一部のみについて言及している。

3. 先行研究の限界

古典籍のための目録規則の歴史についての先行研究はあったものの、総合目録に関するものではなく、総合目録に言及されることもなかった。また、*STC* などの個々の総合目録の作成規則についての論文の記述も十分ではなく、どのように作成していたのかを具体的に理解することは

不可能であった。例えば、*Wing STC* について McKitterick が批判していた問題の原因も不明なままである。そのため、実際に総合目録を作る際には、今までに調べられてこなかった暗黙の理解や作業用マニュアルのような、明文化されていない規則や公表されていない規則があったのではないかと考えられる。そこで、まずは作成規則を再構成する必要がある。なお、この研究では、総合目録作成のための規則を、明文化されているかどうかに関わらずに、まとめて「目録の作成規則」と呼ぶ。

C. 研究の目的

本研究の目的は、総合目録の作成規則の変遷とその理由を考察することである。そのためには総合目録の作成規則を、明文化もしくは公表されていない内容を含めて再構成する必要がある。本研究では総合目録の作成規則が変化した理由として、Russell¹⁾が指摘した現代の書物の目録規則の発展、書誌学の伝統、技術の進歩の3つが当てはまるのかを検討する。そして、いずれにも該当しない総合目録の作成規則に特有の変化の理由があるのかどうかを考察する。

II. 総合目録の作成規則の再構成

A. 取り上げる総合目録

19 世紀後半には H. Bradshaw らの書誌学研究が活発になり、1890 年に最古の書誌学会である Edinburgh Bibliographical Society が、1892 年には英国書誌学会 (The Bibliographical Society) がそれぞれ発足し、英米流の分析書誌学の基礎が築かれた。当時の書誌学の成果を盛り込んで、個別の図書館では 1884 年に British Museum の *Catalogue of Books in the Library of the British Museum Printed in England, Scotland, and Ireland, and of Books in English Printed Abroad, to the Year 1640* が出版されたのをはじめとして、古典籍の蔵書目録が作成されていった。そうした中で複数の図書館の蔵書をまとめた総合目録を編集する作業が始まり、1926 年に *STC* が出版された¹⁸⁾。こうした経緯をふまえ、

本研究では *STC* 以降の総合目録を取り上げる。

インキュナブラは古典籍の中でも特に初期に印刷されているので、標題紙がないことが多いなど他の古典籍と異なる特徴を持っている。そのため、インキュナブラのみを対象としている目録は、他の古典籍を対象としている目録とは大きく異なる作成規則に基づいている可能性が高いため、対象外とする。特定のテーマに関する書籍を集めた目録は、そのテーマに特有の事情や傾向を反映している部分が大きいと考えられるので除外した。*Universal Short Title Catalogue (USTC)*²⁴⁾は、ヨーロッパ全体の印刷物を対象としており当初の対象がフランスの印刷物なので、英米の目録とは異なる大陸における目録の作成規則の影響を受けている可能性があるため、やはり対象外とした。即ち、本研究では英米で出版された、特定の時代やテーマに偏らない古典籍の総合目録の作成規則を調査する。

上記の条件から、取り上げる総合目録を *STC*, *Wing STC*, *ESTC* とした。これらは特に広く使われているものであり、書誌学者の G. T. Tanselle が書誌学の教育のために作った文献リストの中でも扱われている²⁵⁾。

STC は Pollard らが編集した初版⁴⁾が 1926 年に、K. F. Pantzer らが改訂した第 2 版⁵⁾が 1976 年から 1991 年にかけて、それぞれ出版された。1640 年までに、英国とその植民地で印刷されたものと、英語の印刷物を対象にした冊子体の目録である。*STC* 初版には約 26,000、第 2 版には約 36,000 のレコードがある¹⁸⁾。

Wing STC は Wing による初版⁶⁾が 1945 年から 1951 年にかけて、Wing とその死後に作業を引き継いだ T. J. Crist らによる第 2 版⁷⁾が 1972 年から 1988 年にかけて出版された。1641 年から 1700 年までの出版物を対象にした冊子体の目録である。第 2 版で約 90,000 件のレコードがある。

ESTC は 1978 年に公開された当初は正式名称を *Eighteenth Century Short Title Catalogue* といい、1701 年から 1800 年までを対象にした電子目録で、BLAISE-LINE と RLIN を通じて提供されていた⁸⁾。その後、1987 年に *STC* や *Wing*

STC に登録されていた資料のレコードも含めて現在の名前に改名された。ただしタイトルが変わった際に目録規則の改定は行われなかったため、今回はどちらも同じ *ESTC* として扱う。マイクロフィッシュ版や CD-ROM 版も作られ、2006 年以降はインターネットでも見ることができる。1987 年にはレコード数が約 20 万件、約 1,000 館の図書館が参加しており²⁶⁾、現在ではレコード数が 48 万件を超え、約 2,000 館の図書館が参加している²⁷⁾。

STC, *Wing STC*, *ESTC* はそれぞれが収録対象としている時代が異なっている。しかし、機械製紙や機械印刷が普及して印刷や出版に大きな変化が訪れる 19 世紀より以前のものである点では一致している。そのため、収録対象資料に古典籍としての共通性があり、作成規則を比較することができる。ただし、収録対象の違いが作成規則に影響を与えている場合には、その目録固有の問題として切り分けることにする。

B. 調査の対象と方法

1. 明文化された作成規則

まず、明文化されている作成規則や、正式な作成規則ではないがそれに準ずるものを、目録規則や序文、関連文献から抽出する。*STC* 初版の序文には作成規則に関する 4 頁の記述⁴⁾がある。そして第 2 版の第 1 巻にある序文では初版の方法は目録作成には不十分だとして、30 頁以上にわたり 64 項目の規則を用意している⁵⁾。これらを基に *STC* の初版及び第 2 版の明文化されている作成規則を調査した。

Wing STC の作成規則に関しては初版と第 2 版の序文と、初版について Wing が書いた論文で述べられている^{6), 7), 19)}。Wing の論文では、どのような規則に基づいて作成したかに言及しているが、序文に書かれていない内容を見出すことができなかった。第 2 版の序文において、基本的な規則は初版と第 2 版の間で変わっていないと書かれており、実際に第 2 版の序文で増えていたのは書誌的参照だけであった。初版と第 2 版の第 1 巻の冒頭 1 頁の記述を見比べたところ、レコードの追

第1表 総合目録の作成規則を明らかにするための調査対象

| 総合目録 | 出版年 | 編集者 | 形式 | 調査対象 | 明文化されている | |
|----------|-----|---------|---|-------------------|-----------------------|--------|
| STC | 初版 | 1926 | A. W. Pollard ほか | 冊子体目録 | 序文 目録記述 | ○ |
| | 第2版 | 1976-91 | K. F. Pantzer ほか | 冊子体目録 | 序文 目録記述 | ○ |
| Wing STC | 初版 | 1945-51 | D. G. Wing | 冊子体目録 | 序文 Wing の論文 | ○ ○ |
| | 第2版 | 1973-88 | D. G. Wing ほか | 冊子体目録 | 序文 目録記述 | ○ |
| ESTC | 初期 | 1978- | Committee for an Eighteenth-Century Short-Title Catalogue | 電子目録 (RLIN ほか) | 目録規則 記述の例 | ○ ○ |
| | 現在 | 2006- | The British Library | 電子目録 (WEB) | DCRB AACR2 目録記述 | ○ ○ |

加はあるが既存のレコードは書誌的参照が増えていること以外に変化はなかった。そこで、*Wing STC* の作成規則は初版と第2版で実質的に変化していないと考え、まとめて調査した。

ESTC の目録規則は1977年に内部向けのものが作成され、1978年の改訂版¹²⁾が外部に公開された。その後、1984年、1986年、1991年に更に改訂された^{13), 14), 15)}。それらを見比べたところ差はほとんどなかったため、今回の研究では最初に公開された1978年の作成規則を調査対象として「初期の*ESTC*の作成規則」と呼び、1978年に出版された目録規則を「初期の*ESTC*の目録規則」と呼ぶこととする。初期の*ESTC*の目録規則は英国図書館のための規則で、実際の資料を基にカード目録を作成したのち、そのカード目録を電子化していた¹²⁾。初期の*ESTC*の目録規則の冊子内には“*Illustrations*”の中に目録の取り方の具体例があり、記述対象の標題紙の画像と、その目録記述を記録した目録カードの画像、その例で注意すべきポイントが示されている¹²⁾。そのため、これらの具体例もあわせて調査した。1988年に出版された内藤衛亮らによる和訳も参考として用いた²⁶⁾。

2006年以降にインターネットで公開されている*ESTC*は*AACR2*と*DCRB*を用いている²⁷⁾ため、初期の*ESTC*とは別に調査対象とした。*AACR2*は古典籍のみを対象にした目録規則ではなく、古典籍に関しては*DCRB*が*AACR2*よりも優先することになっているため、*AACR2*は基本的に調査の対象外とした。ただし*DCRB*だけでは説明できない場合は適宜参照した。*DCRB*は明文化された目録規則なので、出版されている冊子体²⁾の内容を調査した。

2. 明文化されていない作成規則

次に明文化されていない作成規則を、目録そのものの標目と記述から帰納的に考察し、再構成する。再構成した内容が事実かどうかの検証はできないが、推測することは可能である。なお、作成者の間では明文化された規則があったとしても、公開されていなければ外部からは知り得ない規則である点は明文化されていない規則と変わりがなく、切り分けることも不可能なので明文化されていない規則として扱う。

*STC*の初版と第2版の作成規則は、これまでの論文や書評に大きく変わったという記述がな

いため、似通っていると考えられる。*STC*の初版と第2版の間では、通し番号である*STC*番号が一意なので、同じ*STC*番号の目録記述同士を比較することで作成規則を再構成した。記述が異なっている場合は、作成規則が変化したか、作成規則に違いはなく初版と第2版の間で記述の誤りが正されたかであるため、*EEBO*を用いて実際の標題紙や本文の冒頭、最終頁といった部分を確認してどちらであるかを検討した。調査対象は*STC*番号の末尾が“00”のレコード261件とした。

*Wing STC*では初版と第2版で同じ規則を用いているので、*STC*と同じようには比較することができない。そこで、*Wing STC*と*ESTC*との記述内容を比較することで、作成規則を再構成した。*ESTC*は*DCRB*という明確な規則に従って作られていて、かつ*Wing STC*と同じ資料を収録対象としているためである。この調査でも実際の資料を確認する場合は*EEBO*を用いた。調査対象は標目の頭文字と連番からなっている*Wing STC*番号の、連番の末尾が“300”の倍数のレコード224件とし、WEBで公開されている*ESTC*にて対象となる*Wing STC*の番号で検索をかけた。*Wing STC*では各版の間に番号の一貫性がないので、第2版の*Wing STC*番号が登録されているものを選び、CD-ROM版や1996年改訂版の*Wing STC*番号が登録されている場合は内容に矛盾がない場合のみ採用した結果、35件が除外され、調査対象は179件となった。

調査対象をまとめると第1表ようになる。

C. 再構成された作成規則

1. 標目の選択

目録ごとに作成規則のまとめ方は異なっていた。今回、調査結果をまとめるにあたっては標目の選択、標目の形式、記述の総則、タイトル、形態、出版情報、所蔵情報、注記、版情報に大別した。

標目の選択は、大きく分けて個人著作、団体著作、匿名著作の場合に分けることができる。*DCRB*には標目の選択に関する規則が存在せず、

現在の*ESTC*は*AACR2*によっているため再構成しなかった。

全ての総合目録の作成規則は序文や目録規則で、個人著作の標目には著者名を用いていることのみを明文化している。また、例えば*STC*番号25500の標目は初版では‘Whittinton, Robert’、第2版では‘Whittinton, Robert - De Nominum Generibus’となっていることから、明文化されていないものの副標目に関する規則が第2版のみにあり、特に多数の異版がある資料に関してはタイトルを副標目としていることがわかる。

団体著作の場合には*STC*第2版の序文では国家、地域別に分けており、初版も実際のレコードを見ると第2版と同じ標目を用いているため、同じ規則に基づいていると推測される。*Wing STC*では実際のレコードから団体名、国名、王名、著作の種類を標目として用いるようにしていることがわかり、団体著者を認めている。初期の*ESTC*では目録規則で完全に団体名のみを使うようにしている。

匿名著作については*STC*第2版では『91 か条目録規則』と同様に著作の主題を、*Wing STC*ではタイトルの冒頭を標目に設定し、初期の*ESTC*ではわかる場合は著者名を、不明な場合は何も標目としないようにしている。イニシャルで著された著作に関しては、*STC*第2版では序文で実名への参照を置くように定め、*Wing STC*では明文化されていないものの、‘H[ickeringill], E[dmund]’(*Wing STC*番号K300)というように角括弧に入れて残りの部分を補っており、初期の*ESTC*の目録規則では実名を標目としている。筆名で著された著作については、*STC*第2版と*Wing STC*の序文で実名への参照を置くように指示し、初期の*ESTC*の目録規則では実名を標目とするように指示している。匿名著作とイニシャルによる著作のいずれも*STC*初版は第2版と同じ標目を用いているため、同じ規則に基づいていると推測できる。

2. 標目の形式

個人著作の場合は標目として著者名を用いる

ため、標目の形式に関する規則は著者名をどのように記述するか規則となる。*STC* 初版以外の作成規則では、個人著作の標目には著者名を記述することを定め、著者名の情報源は標題紙とその他の書誌と定めている。*STC* 初版では第2版と同じ著者名の表記をしているため、同じ規則に従っていると推測される。記述する部分及び方法は、*STC* の初版及び第2版と *Wing STC* では実際のレコードから姓を先に記述していることがわかり、初期の *ESTC* は目録規則で姓名を別々のフィールドに記述するよう、現在の *ESTC* は *DCRB* でフィールドの指定はせずに標題紙にある形で記述するよう定めている。

特殊な名前への対応を述べる。*STC* 第2版の序文では王族の場合は洗礼名かファーストネームを用いるよう決めている。*STC* 初版では明文化されていないが、たとえば *STC* 番号 14400 の標目を初版では 'James I. King' としていること、*STC* 第2版で 'James I. King of England' としていることを比べると、イングランドの国名を表記する以外は同じ規則を用いていると推測できる。宗教上の名前で作られた著作について *Wing STC* の序文では本名を記述するよう定めている。人生の中で名前を変更した人物の場合、*STC* 第2版は序文で最後の名前を使うよう指示しており、初版では実際のレコードから第2版と同じ規則を用いていることがわかる。初期の *ESTC* の目録規則では出版者、編集者、編纂者、翻訳者は著者としなしていない。*Wing STC* と *STC* 第2版の序文と、現在の *ESTC* で用いている *DCRB* には、著者名の一部か全部が標題紙にない場合はない部分を角括弧で囲むとあるが、*STC* 初版と初期の *ESTC* にはそのような規則はない。複数名による著作の場合は *STC* 初版と *Wing STC* では明文化していないものの最初の1人を記述しており、*STC* 第2版は序文でそう明文化している。初期の *ESTC* は目録規則で2人目を副出記入に記述するよう指示し、現在の *ESTC* は *DCRB* で3人まで記述してそれ以上の場合は省略して 'et al.' とするよう定めている。

個人著作の著者を特定するための情報は、

STC 初版と第2版と *Wing STC* では明文化されていないが、目録レコードを見ると *STC* 初版では 'Wither, George, the Poet' (*STC* 番号 25800) のように職業を、第2版では 'Wither, George, Poet' (*STC* 番号 25800) や 'Hill, Thomas, Londoner' (*STC* 番号 13500) のように職業や住所を、*Wing STC* では 'Spanheim, Friedrich, the younger' (*Wing STC* 番号 S5400) や 'Rutland, John Manners Roos, first duke' (*Wing STC* 番号 R2400) のように職業や同姓同名の人物中での年少・年長や爵位を記入するという規則が読み取れる。初期の *ESTC* の目録規則には名に先立つローマ数字、または称号、名前への追加要素、形容辞、生没年を記入するような規則があり、現在の *ESTC* は *DCRB* で資格や称号は基本的に除外するよう定めている。敬称を記入する位置についての規則はないものの、実際のレコードを見ると *STC* の初版及び第2版では Sir を名の後に置き、*Wing STC* では名の前に置いている。表記する言語について、*STC* 第2版は序文で著者名を英語で表記するように指示しているが、現在の *ESTC* は *DCRB* で標題紙にあるままの形で表記するよう定めており、それ以外の作成規則では特に指示がなかった。また、団体著者に関する情報として初期の *ESTC* の目録規則では団体著者に付随して所蔵情報とその他の名前への付加情報を記入するよう指示し、表記場所、並列責任表示、付随する名詞、従属的タイトルについての規則が追加された。

明文化された規則はないものの *STC* 初版及び第2版と *Wing STC* では、前のレコードと重複する場合はハイフンを用いて '-' のように省略し、中でも *Wing STC* では匿名著作の場合はハイフンを角括弧に入れて [-] と表記している。一方で *ESTC* では省略方法を指示していない。

3. 記述の総則

全ての作成規則が著者、タイトル、出版情報、注記、形態を記述する項目としている。その他に *STC* では初版と第2版のいずれでも序文で *STC* 番号、ロンドン書籍商組合登録簿、頭注、所蔵情

報を、*Wing STC*では序文で識別番号、所蔵情報、初期の*ESTC*では目録規則で統一タイトル、配列のための特別記入、版表示、標目、資料注記、副出記入を、現在の*ESTC*では*DCRB*で版情報、資料特有細目、形態的記述、シリーズ、標準番号と入手条件を、それぞれ記述するように定めている。また、初期の*ESTC*では特に本タイトル、出版年、数量、形態を必須項目としている。情報源は*Wing STC*の序文と初期の*ESTC*の目録規則でのみ定められている。また、*Wing STC*の序文には図書の一部に対してはレコードを作成しないという規則がある。現在の*ESTC*は*DCRB*の指示に基づいて略語を用いず、フィールドの区切り記号法、言語とラテン文字以外の文字の翻字方法、現代と違う 'i' や 'j' などの記述法を修正し、ミスプリントを [sic] と書いて記録している。

4. タイトル

a. 主なタイトル

古典籍ではタイトルが現代の書物に比べて長いことが多く、モットーなども標題紙に含まれているため、総合目録の作成規則ではどの部分をタイトルとするかの選択に注意を払っている。更にインキュナブラのように、標題紙がないためにタイトルがはっきりとしないものにも対応している。

いずれの作成規則も序文や目録規則で第一の情報源を標題紙としている。それ以外の情報源として、*STC*初版の実際のレコードでは、見出しタイトル、本文の冒頭などの著作をあらわすものを用いており、*STC*第2版では序文でそのことを明文化しており、*Wing STC*でも明文化されていないが見出しや本文の冒頭を用いている。初期の*ESTC*の目録規則では見出しタイトル、奥付、通しタイトル、表紙タイトル、巻頭語または巻末語から得るよう求めている。現在の*ESTC*は*DCRB*の総則で情報源に関する規則を定めたいうえで、標題紙以外の場合は注記に情報源を記述するよう指示している。

*STC*初版及び第2版と*Wing STC*はタイトルの冒頭部のみ記述し、省略している部分に省略

記号などを記述しない。*STC*初版には冒頭部のどこまで記述するかを決まりはないが、*STC*第2版の序文には少なくとも最初の5語は転写し、サブタイトル、コロフォンは丸括弧で、欠けている部分は角括弧で、本のどこにもない内容は四角括弧で囲んで記述するよう書かれている。*Wing STC*は序文で他と識別するのに十分な、因習的な表記以外のタイトル先頭の数語を記述するよう定めている。初期の*ESTC*の目録規則では別タイトル、並列タイトルを含む主タイトル全体を転記するよう指示している。現在の*ESTC*は*DCRB*で本タイトルには主タイトル、副次的タイトル、タイトル先行事項、主タイトルの前にあるタイトル情報を記述することと、本タイトルが別の著作の一部である場合などは主要なタイトルを先にした上で本来の順序を注記に記述すること、タイトルの末尾が不明な場合は適当な場所で打ち切るが最初の5語は必ず転記することを求めている。

省略するよう指示されている部分は作成規則によって異なる。*STC*初版は序文でタイトルにある出版者名、販売者名は印刷者名と同じ場合は省略するとしており、実際のレコードでは著者名も省略していることがあった。*STC*第2版の序文では最初の5語より後にあるファーストネームは省略することを指示している。*Wing STC*の実際のレコードにあるタイトルと標題紙の画像を比較したところ、前の記述と重複する部分、多くの著作に共通する部分、著者名と出版年を省略している。初期の*ESTC*の目録規則にはデバイス、モットー、警句、価格、シリーズ番号は省略するという規則がある。現在の*ESTC*は*DCRB*で祈願の言葉、紋章、警句、献辞、モットー、保護奨励の表示、価格等は省略し、特に重要な場合は注記に記述するよう定めており、本タイトルはきわめて長いときのみ5語以上の必要な長さに省略できるとしている。

省略方法は作成規則によって異なるが、*STC*初版では省略する場合には何も書いていない。*Wing STC*では序文でタイトルの大部分が前のレコードと重複する場合はダッシュを使って、そ

れ以外の一部の場合は‘…’と書いて省略し、日付は必要な場合短縮化し、角括弧の中に入れて表示すると定めているが、実際のレコードを見ると省略記号を表記せずに一部を省略していることがあった。*STC*第2版では最初の5語の一部を省略する場合には‘…’か[etc]と記述する。初期の*ESTC*では省略する場合は‘…’と記述して省略した内容を注記か版情報に記述するように、現在の*ESTC*では省略記号がピリオドの前にある場合はピリオドを省略するよう定めている。

タイトルがない時は本文の冒頭を使うことは全ての作成規則に共通しており、*STC*初版以外は序文や目録規則で明文化されている。ただし本文の冒頭も使えない場合に関する詳細な規則には差がある。

b. タイトルの表記方法

句読法に関する規則は*STC*初版と*Wing STC*にはなく、それ以外の作成規則では基本的にそのまま転写するよう序文や目録規則で定めている。大文字使用法は、いずれの作成規則でも固有名詞と固有形容詞の先頭を大文字化しているが、*STC*初版と*Wing STC*では明文化されていない。初期の*ESTC*では、原文において小文字で表記されている固有名詞は小文字で表記するよう定めている。作成規則としてまとめにくいのが、*STC*初版では‘King’や‘Queen’という語の、*Wing STC*では‘Temple’という語の頭文字を大文字化するなど、個々の目録ごとに頭文字を大文字化する単語が存在したがどの語か明文化されていなかった。綴りも基本的にはそのまま転記するが、作成規則により異なる例外がある。*STC*初版と*Wing STC*の実際のレコードには誤字などを修正している個所がある。*STC*第2版の序文で、‘u’と‘v’、‘i’と‘j’を1600年までの著作ではそのまま転写し、1600年以降の著作は現代の記述法に合わせるよう定めており、初版では明文化されていないが同じように表記している。*Wing STC*は実際のレコードを見るとタイトル中にある‘u’と‘v’、‘i’と‘j’をそのまま転写している。初期の*ESTC*の目録規則ではタイトルをそのまま記述し、誤植の後には

[sic]と記述するよう定めている。現在の*ESTC*の綴りに関する規則は総則にある。

*STC*と*Wing STC*では明文化された規則はないが、ギリシア文字はそのまま記述している。また、*Wing STC*の序文ではヘブライ文字とアラビア文字は使わず、[Hebrew]や[Arabic]で始めるよう指示している。初期の*ESTC*の目録規則ではラテン文字以外の場合はギリシア文字であってもLCの規格に従って翻字し、翻字された言語と内容については注記に記述するよう定めている。現在の*ESTC*ではラテン文字化に関する規則は総則にある。

c. 主なタイトル以外の部分

サブタイトルに関する規則として、*STC*第2版の序文では図書の一部の名称はタイトルへの参照を置き、それ以外は丸括弧に入れるよう定めており、初版では明文化されていないが第2版と同じように記述されているため、同じ規則を用いていると推測される。*Wing STC*では明文化されていないが、タイトルとサブタイトルの間にコロンを置いている。初期の*ESTC*ではサブタイトルはそのまま記述すると、現在の*ESTC*では並列タイトルやタイトル関連情報は標題紙上の順序やレイアウトに従うとそれぞれ明文化されている。

巻表示はそれぞれ少し異なる規則があり、それが*STC*初版と第2版では明文化されておらず、現在の*ESTC*では明文化されている。*STC*初版では最初の巻と丸括弧にいれた最後の巻を、*STC*第2版では最初の巻と丸括弧にいれた全ての巻を記述している。現在の*ESTC*は*DCRB*で複数巻の場合、1巻目の巻表示をそのまま、2巻目以降の巻表示を角括弧に入れて記述するとしている。

*STC*と*Wing STC*では実際のレコードから版表示をタイトルの一部ととらえていることがわかり、初期の*ESTC*は目録規則で版表示をタイトルには含めていない。現在の*ESTC*は*DCRB*で版情報を含む不可分の要素をタイトルの一部に含めている。翻訳者に関する規則は明文化されていないが*STC*のみタイトルに記述している。記述

の仕方は初版と第2版で異なり、例として *STC* 番号 24800 のタイトルを初版は ‘The nyne fyrst bookes of the Eneidos. Tr. T. Phaer’ と記述し、第2版では ‘[Anr. ed., enlarged.] The nyne fyrst bookes . . . Conuerted into Englishe vearse by. T. Phaer. [Ed.] (W. Wightman.)’ と記述している。つまり、初版では ‘Tr. 翻訳者名’ と記述し、第2版では標題紙にある通り記述している。

いずれも明文化された規則ではないが、*STC* 初版では *STC* 番号 6300 でタイトル中に [Anr. Issue, without Stamp’s name] と書かれているように、タイトルに関連する注記はタイトルに記述している。*STC* 第2版では、先ほどあげた *STC* 番号 24800 のように版の判別のために必要な情報を角括弧に入れてタイトルにつけており、*STC* 番号 6100 のように Ballad である場合はその旨を表記している。*Wing STC* では必要な場合はタイトルと文頭をまとめてタイトルとして記述するなど、識別に有用な部分があれば転写している。

並列タイトルに関する規則は *ESTC* にのみある。初期の *ESTC* では並列タイトルの先頭に等号記号を用いるように定めており、現在の *ESTC* では標題紙上の順序に従って記述するよう指示し、文法的に本タイトルとつながりがない標題紙上にある別言語のタイトルを並列タイトルとしている。統一タイトルに関しては初期の *ESTC* にのみ、タイトル関連情報と1枚ものに関しては現在の *ESTC* にのみ指示がある。

5. 形態

古典籍では頁付けがないものが多く、また現在のように出版者が統一的なスタイルで製本した後には販売するのではなく、書店や購入者が製本にだすために、同じ著作の同じ版でも物理的な大きさは一定ではない。そこで、総合目録の作成規則では判型や校合式の記述を重視している。

Wing STC のみが形態の情報源に関する規則を明文化しており、頁数と葉数については標題紙以外を第一の情報源としている。通常は頁数と葉数を標題紙に書くことはないため、実質的には他

の作成規則も同様である。

判型は全ての作成規則で形態として記述しているが、明文化しているのは *ESTC* のみである。方法も異なっており、*STC* と *Wing STC* と初期の *ESTC* は度数表記（‘4°’ など）で、現在の *ESTC* では略号式（‘4to’ など）で記述している。*STC* と *Wing STC* では二折版を ‘fol.’ と、*Wing STC* ではブロードサイドを ‘brs.’ と表記している。更に *Wing STC* と *STC* 第2版の序文では ‘4° in 8’s’ のような判型の拡張表記をするよう明文化しており、特に *STC* 第2版は詳細な表記方法のリストを作成している。明文化はされていないものの、校合式は *STC* 初版でのみ必要な場合は判型の続きに記述しているが、その他の作成規則は形態ではなく注記を用いている。

複数冊の場合はいずれの作成規則でも冊数を記述する。これは *STC* 初版では明文化されていないが、例えば *STC* 番号 1800 の形態が ‘2 pts.’ と記述されているので、他の作成規則と同様だとわかる。現在の *ESTC* では更に複数冊の場合の頁の記述方法、注記に記述する内容を定めている。頁付は *STC* では初版でも第2版でも注記を用いており形態には記述しない。*Wing STC* の序文では具体的な頁数を書くのではなく50頁以下の資料の判型にアスタリスクを付与するように定めている。初期及び現在の *ESTC* は目録規則で頁、葉、カラムの表記法を定めている。

大きさに関してはセンチメートルで高さを記述するという規則が現在の *ESTC* から追加された。挿絵に関する規則は *ESTC* のみが定めており、現在では初期よりも詳細になっている。付属資料に関する規則は現在の *ESTC* の *DCRB* にのみ存在する。

6. 出版情報

出版情報は、古典籍では標題紙に書かれていることが多いが、前述のとおり標題紙がないこともある。*STC* のレコードと *Wing STC* の序文、*ESTC* の目録規則を確認すると、いずれの作成規則でも第一の情報源は標題紙であり、それ以外の情報源も用いる。そのうち *STC* 初版のレコー

ドの中には標題紙以外から情報を取っていることもあったが、情報源が何かを確認できなかった。記述項目はそれぞれ細かな違いはあるが、大きく言うと *STC* と *Wing STC* では印刷地や印刷者を記述するのに対し、*ESTC* では出版地表示として出版地や印刷地などを、出版者表示として出版者や印刷者などを記述するよう定めている。

出版情報全体に関する記述方法は作成規則ごとに異なるが、いずれも標題紙以外からとった情報はその旨がわかるようにしている。*Wing STC* の序文では奥付から情報を得た場合は先頭に 'colop:' と、見出しタイトルからとったものは 'cap. title' とつけ、1 枚ものや標題紙がない著作の情報は角括弧に入れるよう定めている。*STC* 第 2 版の実際のレコードでは資料そのもの以外の情報源からとった情報は丸括弧でかこみ、標題紙にないものは角括弧でかこみ、推測される部分には 'ie.' と、多巻本の一部で表記が違う場合はその旨を記述している。初期の *ESTC* の目録規則は標題紙にある情報を補足する情報や、あるいは相反する情報がある場合は角括弧に入れるよう指示している。現在の *ESTC* は *DCRB* で情報源にある出版情報が架空のものであったり、誤っていたりする場合はそのまま記述したうえで、角括弧に入れて訂正を記述するよう定めている。

出版情報全体に関する省略方法は *Wing STC* と現在の *ESTC* にのみあった。*Wing STC* の序文には出版に関わる複数の立場のものをつなぐ 'And'、再出版であること、前のレコードとの共通部分、出版情報の情報源の中にある括弧等の要素を省略するという指示がある。現在の *ESTC* の作成規則では、標準的な書誌に適切な記述がされているそれほど重要でない内容は省略してその書誌への参照を置くことと、異なる出版情報を持つ出版物をまとめた合綴本は出版地や出版者を省略して出版年のまたがる期間のみを記述することを定めている。

STC と *Wing STC* は序文で印刷地がロンドンの場合は印刷地を記述しないことを明文化している。出版地表示として初期の *ESTC* は目録規

則で主要な出版地か印刷地を、現在の *ESTC* は *DCRB* で一番重要な出版地、頒布地、印刷地を記述するよう定めている。

印刷者については *STC* と *Wing STC* では明文化していないが主要な印刷者を記述し、出版者や販売者は必要な場合のみ記述している。印刷者を記述する際の省略方法も明文化されていないが、*STC* では初版も第 2 版も 'Printed by' を表記せず、'Printed for' を 'f.' と表記する。*Wing STC* では 'Printed by' を 'by' と、'Printed for' を 'for' と表記する。また *Wing STC* では印刷者の住所・職業を省略している。*STC* の序文では推測される印刷者は括弧に入れて記述すると定めている。

初期の *ESTC* は目録規則で出版者表示として出版者、書店、印刷者を 6 件まで記述し、それ以上の場合は 5 件を記述し、残りを要約するよう定めている。現在の *ESTC* は *DCRB* に従って出版者名、頒布者名、書籍商名、印刷者名を記述されている順に記述し、複数の部分に分かれている場合、最後の部分の出版者を記述する。初期の *ESTC* の目録規則は出版者の住所を省略し、現在の *ESTC* は *DCRB* で説明語句や場所、'Printer to the king' などの言葉を省略すると定めている。現在の *ESTC* では *DCRB* に、出版者表示が標題紙にない場合は角括弧に入れて表記し、完全に不明の場合は [s. n.] と記述するという規則がある。

いずれの作成規則でも出版年をアラビア数字で記述しており、*STC* 初版と第 2 版の序文と初期の *ESTC* の目録規則と *DCRB* では明文化している。*STC* では初版と第 2 版のいずれでも出版年の数字のみを記述し、*Wing STC* では明文化されていないが 'in the year' を省略しており、現在の *ESTC* では目録規則において 'Printed in the year' を省略することが定められている。複数巻からなる場合は、*Wing STC* 以外の作成規則では出版年の範囲を記述するが、*Wing STC* には規則がなく、*STC* では明文化された規則ではなく目録のレコードから読み取れる。主要な情報源以外からとった出版年は、*STC* 初版以外

ではいずれも角括弧に入れて記述し、*Wing STC*のみはその旨が明文化されていない。推測される出版年には、*STC* 初版は「?」を、*Wing STC*では「c.」をつけることがレコードからわかり、*STC* 第2版の序文では「?」か「c.」を、初期の*ESTC*の目録規則では「?」を、現在の*ESTC*で用いている*DCRB*では「ie.」をつけるように定めている。特殊な暦に関する規則として、*STC* 第2版では序文に従って1月1日～3月24日の教会暦は[o.s.]に続けて書く。現在の*ESTC*は*DCRB*で現行の西暦以外の表記の場合はそのまま表記して角括弧に西暦を入れることと、著作権登録年は出版年の後に表記することを定めている。

7. 所蔵情報

古典籍は著作や版によっては残っている数が少なく、世界に残っている唯一のものが個人の蔵書であったり、断片や不完全な状態のものだけであったりする場合もある。そのため、所蔵情報に所蔵館名以外の情報を加えることがある。

*STC*と*Wing STC*では序文にある所蔵館のシンボルのリストで所蔵情報を説明している。*STC* 初版は序文で、特に貴重なもの以外は1つの都市からは1つの図書館を記述し、ヨーロッパの図書館とアメリカの図書館の間はセミコロンで分けるよう定めている。*STC* 第2版では明文化していないが、初版同様にヨーロッパの図書館とアメリカの図書館の間はセミコロンで分け、所蔵情報が書ききれない場合は末尾に「+」を加えている。*Wing STC*の序文には、1つの都市からは1つの図書館を記述し、英国の図書館と海外の図書館の間はセミコロンで分けるよう書かれている。初期の*ESTC*の目録規則では所蔵館と書架番号と適宜の書き込みを記述するよう定めている。所蔵情報に関する規則は*DCRB*には存在しない。

規則として明文化されていないが*STC*と*Wing STC*の所蔵情報には個々の資料の情報が書かれている。*STC* 初版では、断片の場合、不完全な資料の場合、何版目か、何刷目かを示して

いる。*Wing STC*では、所蔵しているはずだが見つからない場合を「(not found)」とし、複数所蔵している場合と異刷を所蔵している場合はその旨を記述している。*STC* 第2版では*STC* 初版や*Wing STC*よりさらに細かく、詳しい表記を行っている。*ESTC*では個々の資料の情報を版情報や個別資料の注記として扱っている。記述の規則とは言えないが*STC* 初版では個人所蔵者がシンボルのリストに名を連ねているのに対して、*STC* 第2版においては個人所蔵の資料を記述することを避けており、個人所蔵しかない場合は「Private owner」として個人名を表記していない。

8. 注記

古典籍には細かな差しかない異版や異刷が存在する。そのため、タイトルや出版情報などの記述だけでは不十分で、注記に必要な情報を書かなくては版や刷の識別が不可能な場合がある。注記の重要性について、Russellは現代の書物の目録と古典籍の目録の差だと述べている¹⁾。

注記の情報源について、現在の*ESTC*の目録規則である*DCRB*ではどこでもよいと明文化している。それ以前の規則には明文化されていないが、実際の記述内容は以下に述べるように多岐にわたるためやはりどこでもよいと思われる。

STC 第2版の序文と*Wing STC*の序文で指示され、実際は*STC* 初版でも使われていた頭注は、他の版との区別をつけるための異版、異刷の情報ははじめとした資料の説明をしている。注記をどのような場合に記述するのかの規則は*STC* 第2版の序文と現在の*ESTC*の*DCRB*にある。*STC* 第2版では、出版年や出版者などの情報が同じ異版や異刷がある書籍を同定するために、必要な情報を記述する。現在の*ESTC*では他のエリアに含まれるべき情報が、そのエリアに記述することが許されない場合に、項目の順序に従って注記に詳述する。

*STC*では初版でも第2版でも実際に標題紙や特定頁の表記内容を記述しており、特に第2版では標題紙の文字の色や木版画の装飾の説明をして

いる。また、*STC*の初版と第2版の両方の序文で、注記ではなく独立した項目としてロンドン書籍商組合登録簿の情報を記述するという規則を定めている。

出版物全体の物理的な性質に関する注記では、*STC*初版以外のどの目録の作成規則でも校合式をあげており、そのことが明文化されていない。*STC*初版でも実際には記述している。*STC*ではレコードを見ると頁付を注記に記述している。出版物の内容などに関する注記はそれぞれ異なる項目を記述しており、*ESTC*ではその内容が明文化されている。

他の項目の補完として*STC*では規則として明文化されていないが、初版は出版に関連する人物を、第2版は出版に関連する人物、表記されていない著者名の推測、キャンセル（差し替え）された標題紙の印刷者を記述している。初期の*ESTC*の目録規則は不確実な場合などの著者名に記述できない著者、著作の成立や発行に責任があるかあるいは関係する団体を記述するよう定めている。現在の*ESTC*は*DCRB*で並列タイトルとタイトル関連情報、責任表示の別名称、記録しなかった責任表示、関連する個人と団体、版と書誌的来歴、出版エリアに含まれない出版情報を記述するよう定めている。

書誌的参照はいずれの作成規則でも記述するよう明文化されており、用いる書誌は異なっている。*STC*と*Wing STC*では、序文でそれぞれ参考にする書誌を定めており、いずれも初版よりも第2版のほうが増えている。また*STC*では関連レコード間での参照が行われ、現在の*ESTC*では著者の異名への参照を置くように指示している。

9. 版情報

古典籍では第何版と書いていなくても別の版であることが多く、版や刷は資料そのものだけでなく、関連する書誌や文献を基にしなくてはわからない。初期の*ESTC*では標題紙、先行部分、奥書を情報源とし、加えて標題紙以外からとった情報については情報源を注記に記述するよう指示

がある。現在の*ESTC*の作成規則では標題紙、その裏面、先行部分、奥書、出版物中のどこか、参考図書の情報源とするように定めている。

記述方法については、初期の*ESTC*ではタイトルの記述方法に従うとあり、版表示が出版情報に含まれている場合は出版情報に記述する。現在の*ESTC*では情報源にある通り記述し、特に標題紙からとる場合は正確に転写する。ラテン文字や数字以外で転写できない場合は角括弧に説明を入れる。

版表示とする箇所は、初期の*ESTC*では番号が示されているか、改訂されたと書かれた版、刷の部分である。現在の*ESTC*ではedition, revision, issueなどの語がふくまれる部分をさす。別刷、一部の版にのみ関係する責任表示に関する規則は現在の*ESTC*にのみある。*STC*の初版及び第2版と*Wing STC*では他の資料の異版などの場合は頭注に記述し、必要な場合はタイトルに版表示を記述している。

III. 作成規則の変化

A. 調査方法

第II章では個別の総合目録の作成規則の変化を項目ごとに述べた。しかし、それだけでは総合目録の作成規則がどのように変化しているかを見ることはできない。そこで、変化の仕方を基に作成規則を分けると、以下の6種類に分けることができた。

- A. 変化していない規則
- B. 内容は変化していないが明文化されるようになった規則
- C. 昔はあったが後になくなった規則
- D. 新たに増えた規則
- E. 一部の目録にのみある規則
- F. 昔からあったが内容が変化した規則

変化していない規則とは、どのように記述するかは指示が*STC*初版から現在の*ESTC*に至るまで実質的に変化していない規則である。内容は変化していないが明文化されるようになった規則とは、どのように記述するかは*STC*初版から現在の*ESTC*に至るまで変化してないが、途中から

第2表 作成規則の変化：標目

| 項目 | 変化の仕方 | 番号 | 規則 | |
|------------|----------------|---------|------------|-----------|
| 標目の選択 | 変化していない | A-1 | 個人著作の標目 | |
| | | E-1 | 個人著作の副標目 | |
| | 一部の目録にのみある | E-2 | 団体著作の副標目 | |
| | | 内容が変化した | F-1 | 団体著作の標目 |
| | | | F-2 | 匿名著作の標目 |
| | | | F-3 | イニシャル |
| | | | F-4 | 筆名 |
| | F-5 | | 複数名の場合 | |
| | 標目の形式 (著者名) | なくなった | C-1 | 特殊な名前 |
| | | | C-2 | 著者とししない対象 |
| C-3 | | | 省略方法 | |
| 新たに増えた | | D-1 | 標題紙にない場合 | |
| | | D-2 | 表記場所 | |
| | | D-3 | 並列責任表示 | |
| | | D-4 | 付随する名詞 | |
| | | D-5 | 従属的タイトル | |
| 一部の目録にのみある | | E-3 | 名前の変更への対応 | |
| | | E-4 | 団体著者に関する情報 | |
| | | E-5 | 表記する言語 | |
| 内容が変化した | | F-6 | 情報源 | |
| | | F-7 | 記述部分 | |
| | | F-8 | 個人著者に関する情報 | |
| | | F-9 | 敬称の位置 | |

指示が明文化されるようになった規則である。昔はあったが後になくなった規則とは、かつては使われていたがある目録からは使われなくなった規則である。新たに増えた規則とは、ある目録以降に使われるようになった規則である。一部の目録にのみある規則とは、単純に増えた、減ったということではなく、時代が連続しない三個以下の目録にのみ存在する規則である。昔からあったが内容が変化した規則とは、指示が明文化されているかを問わず、同じ部分の規則が変化した規則である。

以下のB節においては、6種類の変化の仕方の中で番号を割り振ることによって、個々の変化をわかりやすくした。例えば標目の選択について、個人著作では著者名を用いる点は変化していない。そのため、変化していない“A”の最初の1つなので、“A-1”と番号をつける。第2～7表の「番号」の列にこの番号を示した。なお、標目の選択方法と所蔵情報の記述方法に関する規則はDCRBにおいては存在せず、AACR2の規則に従っているため、比較から除外した。

第3表 作成規則の変化：総則

| 項目 | 変化の仕方 | 番号 | 規則 |
|-------|------------|------|--------------|
| 記述の総則 | 新たに増えた | D-6 | 略語 |
| | | D-7 | 区切り記号法 |
| | | D-8 | 言語と文字 |
| | | D-9 | 発音と文字の形 |
| | | D-10 | ミスプリント |
| | 一部の目録にのみある | E-6 | 情報源 |
| | | E-7 | レコードを作成しない場合 |
| | 内容が変化した | F-10 | 記述項目 |

B. 調査結果

1. 調査結果の全体像

106種類の変化が得られ、そのうち標目の選択が8種類、標目の形式が15種類、記述の総則が8種類、タイトルが18種類、形態が9種類、出版情報が26種類、所蔵情報が3種類、注記が13種類、版情報が6種類である。標目の形式、タイトル、出版情報の変化が大きいことがわかる。このうち標目の形式は、個人著作の標目として使われる著者名に関する規則である。

標目に関する作成規則の変化は第2表のとおりである。標目の選択では個人著作の標目は変化していないが、団体著作や匿名著作、複数著者の著作の標目が大きく変化している。標目の形式は多くの点で変化が起こっており、特に一部の作成規則にのみあるものが多い。大きな変化として、*STC*と*Wing STC*では著者名に著者に関わる情報を付与するための規則が多いが、現在の*ESTC*では著者名を情報源にあるそのままの形で転写するように変化している。

総則の変化は第3表のようになった。総則を定めていない作成規則が多く、現在の*ESTC*で多くの規則が新たに作られている。

タイトルに関する規則の変化は第4表のようになった。新たに増えた規則は、主なタイトル以外の部分に関するものが中心である。F-12にあるように、*STC*と*Wing STC*がタイトルの冒頭を記述しているのに対して、初期の*ESTC*ではタ

イトル全体を記述するようにしているという大きな変化がある。そのため、記述部分、省略部分、省略方法に関する規則が多数変化している。

形態に関する規則の変化は第5表のようになった。判型を表記するという点では共通しているが、表記の仕方は作成規則によって異なっている。判型以外の大きさや校合式、付属資料などに関しては一部の作成規則にのみ指示があった。

出版情報に関する規則の変化は第6表のようになった。出版情報での大きな変化は、初期の*ESTC*からは印刷地と印刷者の記述がなくなり、出版地表示と出版者表示の記述が追加されたことである。それに伴って、出版地や出版者の細かい規則が追加されている。また、出版年に関しては、教会歴のような古典籍に特有の現代とは異なる暦について、作成規則によって異なる指示がなされている。

その他の規則の変化は第7表のようになった。所蔵情報については*STC*と*Wing STC*ではシンボルであらわして、個別資料の状態も合せて記述していたが、*ESTC*ではシンボルに関する規則はなくなり、個別資料の状態は注記に記述することになっている。

注記が重視されていることが多いが、内容は作成規則ごとにより異なっている。*STC*や*Wing STC*の頭注にある版情報や、特定のコピーの情報のように、別の作成規則では別の項目で記述されることもある。書誌的参照はいずれの作成

英米における西洋古典籍の総合目録の作成規則の変遷とその理由

第4表 作成規則の変化: タイトル

| 項目 | 変化の仕方 | 番号 | 規則 |
|------|------------|------|---------------|
| タイトル | なくなった | C-4 | タイトルの後に記述する項目 |
| | 新たに増えた | D-11 | 並列タイトル |
| | | D-12 | タイトル関連情報 |
| | | D-13 | 1枚もの |
| | 一部の目録にのみある | E-8 | 巻表示 |
| | | E-9 | 翻訳者 |
| | | E-10 | 統一タイトル |
| | 内容が変化した | F-11 | タイトルの情報源 |
| | | F-12 | 記述部分 |
| | | F-13 | 省略部分 |
| | | F-14 | 省略方法 |
| | | F-15 | 版表示 |
| | | F-16 | 句読法 |
| | | F-17 | 大文字使用法 |
| | | F-18 | 綴り |
| | | F-19 | タイトルがない本 |
| | | F-20 | サブタイトル |
| | | F-21 | 言語 |

第5表 作成規則の変化: 形態

| 項目 | 変化の仕方 | 番号 | 規則 |
|----|------------|------|---------|
| 形態 | なくなった | C-5 | 校合式 |
| | 新たに増えた | D-14 | 大きさ |
| | | D-15 | 複数冊の場合 |
| | | D-16 | 挿図 |
| | | D-17 | 付属資料 |
| | 一部の目録にのみある | E-11 | 情報源 |
| | | E-12 | 判型の拡張表記 |
| | 内容が変化した | F-22 | 判型 |
| | | F-23 | 頁付 |

規則でも重視されているが、収録対象や出版時期の違いから指定されている書誌や目録は異なっている。

版情報は *STC* と *Wing STC* では独立した項目ではなく注記の一部であったが、*ESTC* で追加された。それに伴って関連する規則が追加されて

第6表 作成規則の変化: 出版情報

| 項目 | 変化の仕方 | 番号 | 規則 |
|------|---------|------------|----------------------|
| 出版情報 | なくなった | C-6 | 印刷地 |
| | | C-7 | 印刷者 |
| | | C-8 | 出版者, 販売者 |
| | 新たに増えた | D-18 | 記述方法 |
| | | D-19 | 主要な情報源以外からとった情報の記述方法 |
| | | D-20 | 出版地表示 |
| | | D-21 | 出版地が複数ある場合 |
| | | D-22 | 主要な情報源以外からとった出版地 |
| | | D-23 | 推測される出版地 |
| | | D-24 | 出版者表示 |
| | | D-25 | 出版者が複数ある場合 |
| | | D-26 | 出版者表示関連の省略 |
| | | D-27 | 主要な情報源以外からとった出版者 |
| | | D-28 | 主要な情報源以外からとった出版年 |
| | | D-29 | 著作権登録年 |
| | | D-30 | 印刷年 |
| | | 一部の目録にのみある | E-13 |
| | E-14 | | 多巻本の一部で表記が違う場合 |
| | E-15 | | 印刷者関連の省略方法 |
| | E-16 | | 印刷者が記述されていない場合の規則 |
| | E-17 | | 特殊な暦に関する規則 |
| | 内容が変化した | F-24 | 情報源 |
| | | F-25 | 記述項目 |
| | | F-26 | 出版年 |
| | | F-27 | 複数巻からなる場合の出版年 |
| | | F-28 | 推測される出版年 |

いる。

2. 作成規則の変化

変化していない規則は個人著作の標目選択 (A-1) のみで、いずれの作成規則でも著者名を標目として用いている。その他にも大きな変化をしていない規則は多いものの、今回は部分的な変化であっても変化した規則とした。

内容が変化しながら規則が明文化されるようになった規則は多数存在するが、内容が変化してい

ないものは注記の情報源 (B-1) のみである。注記はいずれの目録作成規則でもあらゆるものを情報源として用いているが、現在の *ESTC* でのみ明文化されている。

無くなった規則は11種類あり、特に初期の *ESTC* では *STC* と *Wing STC* で使われていた規則のうち9種類がなくなっている。*Wing STC* でなくなった規則は形態中の校合式の記述 (C-5) である。初期の *ESTC* でなくなった規則は、特殊な名前 (C-1)、省略方法 (C-3)、タイトルの後

英米における西洋古典籍の総合目録の作成規則の変遷とその理由

第7表 作成規則の変化：その他

| 項目 | 変化の仕方 | 番号 | 規則 |
|------|--------------|------|-----------------|
| 所蔵情報 | なくなった | C-9 | 個々の資料の情報 |
| | 一部の目録にのみある | E-18 | 所在の選択 |
| | 内容が変化した | F-29 | 記述方法 |
| 注記 | 明文化されるようになった | B-1 | 情報源 |
| | なくなった | C-10 | 頭注 |
| | 新たに増えた | D-31 | 注記に記述する順序 |
| | 一部の目録にのみある | E-19 | 注記を記述する場合 |
| | | E-20 | 標題紙の表記内容 |
| | | E-21 | 特定頁の表記内容 |
| | | E-22 | ロンドン書籍商組合登録簿の情報 |
| | 内容が変化した | F-30 | 出版物全体の物理的な性質 |
| | | F-31 | 出版物の内容 |
| | | F-32 | 他の項目の補完 |
| | | F-33 | 書誌的参照 |
| | | F-34 | 目録内での参照 |
| | | F-35 | 特定コピーの特徴 |
| 版情報 | なくなった | C-11 | 版表示以外への記述 |
| | 新たに増えた | D-32 | 情報源 |
| | | D-33 | 記述方法 |
| | | D-34 | 別刷に関する規則 |
| | | D-35 | 版表示とする箇所 |
| | | D-36 | 一部の版にのみ関係する責任表示 |

ろに記述する項目 (C-4)、印刷地 (C-6)、印刷者 (C-7)、出版者や販売者 (C-8)、所蔵情報の個々の資料の情報 (C-9)、注記の頭注 (C-10)、版情報の版情報以外への記述 (C-11) である。現在の *ESTC* でなくなった規則は著者としえない対象 (C-2) である。

増えた規則は 36 種類ある。*Wing STC* 以降に増えた規則は著者名が標題紙にない場合 (D-1)、出版情報の記述方法 (D-18)、主要な情報源以外からとった出版情報 (D-19) の 3 種類で、*STC* 第 2 版以降に増えた規則は複数冊の場合の形態表記 (D-15) である。

初期の *ESTC* で増えた規則は出版情報、版情報に関する規則を中心として 13 種類で、並列タイトルに関する規則 (D-11)、形態に表記する挿図に関する規則 (D-16) が増えており、出版情報に関する規則では出版地表示 (D-20)、出版地が複数ある場合 (D-21)、主要な情報源以外からとった出版地 (D-22)、推測される出版地 (D-23)、出版者表示 (D-24)、出版者が複数ある場合 (D-25)、出版者表示関連の省略 (D-26)、主要な情報源以外からとった出版年 (D-28) が、版情報に関する規則では版情報の情報源 (D-32)、版情報の記述方法 (D-33)、版表示とする箇所 (D-35)

が増えている。

現在の *ESTC* で増えたのは著者名と総則に関する規則を中心に 19 種類あった。著者名に関する規則が、表記場所 (D-2)、並列責任表示 (D-3)、付随する名詞 (D-4)、従属的タイトル (D-5) であり、総則に関する規則が略語の指示 (D-6)、区切り記号法 (D-7)、言語と文字 (D-8)、発音と文字の形 (D-9)、ミスプリント (D-10) である。その他にタイトル関連情報 (D-12)、一枚もののタイトル (D-13)、大きさ (D-14)、付属資料 (D-17)、主要な情報源以外からとった出版者 (D-27)、著作権登録年 (D-29)、印刷年 (D-30)、注記に記述する順序 (D-31)、別刷に関する規則 (D-34)、一部の版にのみ関係する責任表示 (D-36) に関する規則である。

一部の目録にのみある作成規則は 21 種類あり、特に *STC* に多い。前述の現在の *ESTC* で増えた規則を、現在の *ESTC* にのみある規則として考えることもできる。

STC の初版及び第 2 版にのみある規則は団体著作の副標目 (E-2)、著者の名前の変更への対応 (E-3)、タイトル中の翻訳者 (E-9)、多巻本の一部で表記が違う場合 (E-14)、印刷者が記述されていない場合 (E-16)、標題紙関係の注記 (E-20)、特定の頁に関する注記 (E-21)、ロンドン書籍商組合登録簿の情報 (E-22) である。*STC* 第 2 版にのみある規則は個人著作の副標目 (E-1)、所蔵情報に記述するものの選択 (E-18) である。*STC* 第 2 版と *Wing STC* にのみある規則は判型の拡張表記 (E-12) と印刷者関連の省略方法 (E-15) で、それぞれの規則は異なる。*STC* 第 2 版と現在の *ESTC* にのみある規則はタイトル中の巻表示に関する規則 (E-8)、出版情報全体に関する省略方法 (E-13)、特殊な暦の出版年 (E-17)、注記を記述する場合 (E-19) で、いずれも指示は異なり、また前二者は *STC* では明文化されておらず *DCRB* では明文化されている。*STC* 初版と第 2 版、現在の *ESTC* にのみある規則は著者名を表記する言語 (E-5) で、これは *STC* と *ESTC* で違う指示をしている。*Wing STC* のみにある規則はレコードを作成しない場合の指示 (E-7)、

形態の情報源 (E-11) である。*Wing STC* と現在の *ESTC* のみにある規則は記述全体の情報源 (E-6) で、現在の *ESTC* の方が詳細な指示をしている。初期の *ESTC* のみにある規則は団体著者の関連情報 (E-4)、統一タイトル (E-10) である。

内容が変化した規則は 36 種類である。内容は多岐にわたり、中でも特にタイトルに関する規則が 11 種類と多く、出版情報、注記に関する規則が続いている。

IV. 考察

A. 考察の手法

本章では第 III 章でまとめた作成規則の変化がどのような理由によるものかを考察する。I 章 B 節で述べたように、Russell は古典籍の目録規則についての先行研究において、目録規則が変化した理由として現代の書物の目録規則の変化、書誌学の伝統、技術の進歩があると考えた¹⁾。これらが総合目録の作成規則にも当てはまるかどうか検討するために、*STC* の序文で作成規則が依拠していると述べた『91 か条目録規則』以降の、主要な総合目録、現代の書物の目録規則、書誌学の教科書を第 8 表にまとめた。

総合目録の作成規則は、目録規則とは、適用する対象や作成する目録の用途が異なるため、先行研究の結果をそのまま当てはめることができない部分があると考えられる。したがって、Russell の提示した変化の理由のいずれに当てはまるのかということと同時に、いずれにも当てはまらないならばどのような理由によるものかを考察した。

B. 作成規則の変化の理由

1. 現代の書物の目録規則の変化

考察の結果、作成規則が変化した理由として、総合目録の場合も Russell の提示した 3 つの理由が当てはまることが明らかになった。そしてそれ以外に、それぞれの総合目録に特有の理由、作成者の変化、想定する利用者の変化の 3 つがあるとわかったため、新たな目録規則の変化の理由として加えた。

英米における西洋古典籍の総合目録の作成規則の変遷とその理由

第8表 主な総合目録・目録規則・書誌学の教科書

| 出版年 | 書名 | 主な著者 | 種類 |
|------|--|---|------------|
| 1841 | 『91 か条目録規則』 (<i>Rules for the Compilation of the Catalogue</i>) ²⁸⁾ | A. G. M. Panizzi | 現代の書物の目録規則 |
| 1852 | 『39 か条目録規則』 (<i>Smithsonian report on the construction of catalogues of libraries, and their publication by means of separate, stereotyped titles, with rules and examples</i>) ²⁹⁾ | C. C. Jewett | 現代の書物の目録規則 |
| 1876 | 『辞書体目録規則』 (<i>Rules for a Printed Dictionary Catalogue</i>) ³⁰⁾ | C. A. Cutter | 現代の書物の目録規則 |
| 1908 | 『著者書名目録規則』 (<i>Catalog Rules: Author and Title Entries</i>) ³¹⁾ | ALA ほか | 現代の書物の目録規則 |
| 1926 | STC 初版 (<i>A Short-Title Catalogue of Books Printed, 1475-1640</i>) ⁴⁾ | A. W. Pollard ほか | 総合目録* |
| 1927 | <i>An Introduction to Bibliography for Literary Students</i> ³²⁾ | R. B. McKerrow | 書誌学 |
| 1939 | <i>A bibliography of the English printed drama to the restoration</i> ³³⁾ | W. W. Greg | 総合目録 |
| 1941 | 『ALA 目録規則』 (<i>A. L. A. Catalog Rules: Author and Title Entries</i>) ³⁴⁾ | ALA ほか | 現代の書物の目録規則 |
| 1945 | Wing STC 初版 (<i>Short-Title Catalogue 1641-1700</i>) ⁶⁾ | D. G. Wing | 総合目録* |
| 1949 | <i>Principles of Bibliographic Description</i> ³⁵⁾ | F. Bowers | 書誌学 |
| 1951 | <i>How to Catalog a Rare Book</i> ³⁶⁾ | P. S. Dunkin | 書誌学 |
| 1967 | AACR (<i>Anglo-American Cataloging Rules</i>) ³⁷⁾ | ALA ほか | 現代の書物の目録規則 |
| 1972 | <i>A New Introduction to Bibliography</i> ³⁸⁾ | P. Gaskell | 書誌学 |
| | Wing STC 第2版 (<i>Short-Title Catalogue 1641-1700 (2nd ed.)</i>) ⁷⁾ | D. G. Wing ほか | 総合目録* |
| 1976 | STC 第2版 (<i>Short-Title Catalogue 1475-1640 (2nd ed.)</i>) ⁵⁾ | A. W. Pollard ほか | 総合目録* |
| 1978 | AACR2 (<i>Anglo-American Cataloguing Rules, 2nd ed.</i>) ³⁹⁾ | ALA ほか | 現代の書物の目録規則 |
| | 初期の ESTC (<i>Eighteenth-Century Short-Title Catalogue</i>) ⁸⁾ | Committee for an Eighteenth-Century Short-Title Catalogue | 総合目録* |
| 1981 | BDRB (<i>Bibliographic description of rare books</i>) ⁹⁾ | LC | 古典籍の目録規則 |
| 1991 | DCRB (<i>Descriptive Cataloging of Rare Books; 2nd ed. of Bibliographic Description of Rare Books</i>) ²⁾ | LC ほか | 古典籍の目録規則 |
| 2006 | 現在の ESTC (<i>English Short Title Catalogue</i>) ⁸⁾ | The British Library | 総合目録* |

* は作成規則を調査対象とした総合目録

F-1の団体著作とF-2の匿名著作の標目選択に関する規則でSTCでは初版と第2版のいずれでも標目として国家、地域を分けたくて副標目を置く形をとっている一方で、Wing STC以降では団体著作の場合は団体名を用い、匿名著作の標目として著作のタイトルを用いている。現代の書物の目録規則を確認すると、『39か条目録規則』²⁹⁾と『著者書名目録規則』³¹⁾は団体著作を認め、匿名著作の標目を著作のタイトルにしている。そのためこの変化は、STCは序文に書かれている通り『91か条目録規則』を基にしているのに対して、Wing STC以降では『39か条目録規則』や『著者書名目録規則』の影響を受けて変化しているためだと考えられる。ただし、STCもWing STCも『39か条目録規則』や『著者書名目録規則』より後に編集されているため、単に新しい目録規則に対応したというわけではない。

出版情報の記述項目に関する規則F-25はSTC第2版とESTCの間で変化している。そして、印刷地と印刷者の記述方法を定めたC-6、C-7、C-8がESTCでなくなり、E-15とE-16はSTCかWing STCにのみ存在する。一方で、出版地と出版者の記述方法の規則であるD-20からD-26がESTCで新たに作られている。現代の書物の目録規則を対照すると、『91か条目録規則』では印刷地と印刷者を記述するように定められているが、『39か条目録規則』では出版地を記述するようにと指示し、『辞書体目録規則』³⁰⁾では出版地と出版者を記述するように定めているので、ESTCの作成規則は『39か条目録規則』以降の現代の書物の目録規則を採り入れるようになったものと考えられる。

D-14の大きさの規則は現在のESTCにのみある。現代の書物の目録規則を見ると、『39か条目録規則』、『著者書名目録規則』、『ALA目録規則』³⁴⁾、AACR³⁷⁾には大きさを記述する規則が存在していたので、これらの目録規則の影響を受けていると考えられる。

F-23の頁に関してはSTCの初版及び第2版とWing STCでは必要な場合のみ記述したり簡略な書き方をしたりするが、ESTCでは詳細な

規則を定めている。また、初期のESTCで追加されたD-16の挿図、現在のESTCで追加されたD-17の付属資料はSTC第2版では注記に記述していた。この変化は『91か条目録規則』では100頁以下の場合のみ頁数を記述するよう定めているのに対し、『著者書名目録規則』以降の規則では頁数を形態に表記するように定め、『ALA目録規則』以降の目録規則では挿図、付属資料について形態に記述するよう定めていることと対応している。そのため、『著者書名目録規則』と『ALA目録規則』、AACRがESTCに影響を与えていると考えられる。また、E-10の統一タイトルに関する規則はESTCにのみ存在し、初期のESTCの規則はAACRの内容と一部が一致している。

版表示に関する規則を見ると、STC初版と第2版、そしてWing STCでは版表示をタイトルか頭注(C-10)に含めている一方で、初期と現在のESTCでは版表示を独立した項目としている。そのため、D-32からD-36の版表示に関する規則は初期か現在いずれかのESTCで追加された項目となっている。また、F-15のタイトル中の版表示では、STCとWing STCでは版表示をタイトルに含めるのに対し、初期のESTCでは版表示をタイトルに含めず、現在のESTCでは条件付きのみタイトルに記述している。この理由を考察すると、『91か条目録規則』、『39か条目録規則』、『辞書体目録規則』、『著者書名目録規則』、『ALA目録規則』ではタイトルに関する規則の中で版表示についても指示しているのに対し、AACRでは版表示の項目を独立して立てていることから、AACRの影響を受けて初期のESTCで版表示の項目が独立したと考えられる。また、D-29の著作権登録年と、D-31の注記の記述順序に関しても、AACRで初めて規則を定めたので、それを受けて現在のESTCで採用したと考えられる。

初期のESTCの作成規則はAACRの影響を受けていることを作成者自らが明言している¹²⁾。しかし、大きさに関する規則のように初期のESTCの目録規則の中にはAACRの指示とは異なる指示を行っている点もあり、影響を受けてい

ない点もあることが分かった。

E-5の著者名を表記する言語では、*STC*第2版は英語に直して表記しているが、現在の*ESTC*はそのままでの言語で表記している。F-7の記述部分は、初期の*ESTC*までは姓名を表記しているが、現在の*ESTC*では標題紙にあるままに転写するように定めている。さらにF-8の個人著者に関する情報を、*ESTC*までは著者名に付与するように定めているのに対して、現在の*ESTC*では貴族の称号以外は基本的に書かないように定めている。C-1の王や聖職者などの特殊な名前の規則とE-3の名前の変更への対応の規則は、初期の*ESTC*でなくなっており、初期の*ESTC*では作成規則が変化しているのかどうかはわからないが、現在の*ESTC*では先に述べたとおり標題紙にある形で転写するようになっていく。つまり、初期の*ESTC*までは名前の記述の形式を整えているのに対して、現在の*ESTC*では標題紙にある形で転写するようになっていく。これは現代の書物の目録規則でも同様で、*AACR*までは著者を識別できる情報を付与しているのに対して、*AACR2*³⁹⁾では情報源にあるそのままの形で表記しており、その変化が総合目録の規則にも影響を与えている。これは目録を取りやすくするためだと考えられる。Russellはタイトルの取り方において、正確な転記から句読法や大文字使用法を整えた記述に変化した理由を、目録を取る際の混乱を防ぐためだと考えた¹⁾。規則の変化する方向は違うが、目的は同じだと考えられる。

F-22の判型の規則では、*STC*と*Wing STC*、初期の*ESTC*以前は度数で表記しており、『39か条目録規則』、『辞書体目録規則』、*AACR*の指示と一致する。現在の*ESTC*で用いている*DCRB*と*AACR2*はいずれも略号式で表示するようになっていくため、現代の書物の目録規則に従って変化したことがわかる。

E-4の団体著者に関する情報の規則は、初期の*ESTC*では*AACR*の規則より単純である一方で、現在の*ESTC*では*AACR2*の規則をそのまま用いる。つまり、初期の*ESTC*では*AACR*の影響を受けつつ完全に採用しているわけではな

いことと、現在の*ESTC*では*AACR2*の規則を全面的に採用していることがわかる。先に述べたE-10の統一タイトルに関する規則も、現在の*ESTC*では*AACR2*の規則を全面的に採用している。

現在の*ESTC*に、総則のうちD-6からD-10が追加され、E-7のレコードを作成しない場合があるのは、大規模な記述の総則が*AACR2*になってから作られたためであると考えられる。現在の*ESTC*にのみある規則は他にも、著者名に関する規則D-2からD-5とタイトルに関するD-11からD-13があり、いずれも*DCRB*と*AACR2*の指示が一致している。

2. 書誌学の伝統

E-8の巻表示、E-9の翻訳者、F-16の句読法について、*STC*第2版以降は正確な転写をするよう指示している。F-20のサブタイトルの記述方法は、*ESTC*以降は情報源にある形で記述するようになっていく。必ず行うことではないので規則とはしなかったが、*STC*初版ではタイトル中の冠詞を省略したり、&やandをa.としたりすることがあったが、第2版ではなくなっていた。これらの規則はいずれも正確な記述をするように変化している。正確に書き写すことは、書誌学者のR. B. McKerrow³²⁾、F. Bowers³⁵⁾、Gaskell³⁸⁾のいずれも重視しているため、作成規則が書誌学の伝統に従うよう明確になっていったと考えられる。

書誌学も時代とともに変化しており、総合目録の作成規則はその変化を採り入れている。E-12の判型の表記についてみると、*STC*初版では拡張表記が行われていないのに対し、*Wing STC*と*STC*第2版では拡張表記が行われている。書誌学の教科書を確認すると、1927年のMcKerrowの*An Introduction to Bibliography for Literary Students*では拡張表記については触れられていない³²⁾が、1949年に出版されたBowersの*Principles of Bibliographic Description*のなかで、当時の書誌学の動向として、複数の紙を重ねている場合や半裁紙を用いている場合の判型

に拡張表記をすることが広まったと記されている³⁵⁾。つまり、*STC* 初版以降の書誌学における新しい変化を *Wing STC* や *STC* 第2版では取り入れている。

F-33の注記の書誌的参照では、*STC* 初版では4種類の、*STC* 第2版では65種類の書誌や目録を参照先として指示している。第2版で追加された文献の中には、第2版の中で最初に刊行された第2巻が出版された1976年以降、序文の書かれている第1巻の出版された1986年までの間に作られたものも含まれている。*Wing STC* では初版は11種類の、第2版は初版の後に出版されたものを含む16種の書誌や目録を参照先として指示している。これも総合目録が書誌学の新たな成果を取り入れていることを示しており、Russellが古典籍の目録規則は書誌的参照を重視していると指摘していることと一致している¹⁾。

3. 技術の進歩

イニシャル (F-3) や筆名 (F-4) の場合の標目選択の時は、*STC* と *Wing STC* では筆名から本名への参照を置き、一方で初期の *ESTC* では本名を記述して筆名は注記に記述している。F-34の参照を見ると、*STC* では冊子内の別の部分への参照を置いている。これらの違いは、紙媒体の冊子体目録では参照を用いて目的のレコードにたどり着くが、電子目録では検索が可能なので注記を用いるためだと考えられる。

各項目の省略方法にも技術の進歩の影響がみられる。著者名に関する規則 C-3 の省略方法が *ESTC* 以降はなくなり、F-5 の複数人数による著作において *STC* と *Wing STC* では最初の1人のみを記述していたが *ESTC* は複数人を表記している。タイトルに関する規則 F-12 の記述部分、F-13 の省略部分、F-14 の省略方法では、*STC* や *Wing STC* ではタイトルそのものを省略し最初の部分のみを記述していたが、*ESTC* はタイトルと認めない部分を省略するようになっていく。出版情報に関する規則 E-13 の出版情報全体の省略方法では、*Wing STC* では出版情報そのものを省略する方法を指示しているのに対して、

現在の *ESTC* では条件付きで省略するように指示している。F-27 の複数巻の場合の出版年でも *STC* よりも *ESTC* の方が細かい記述を要求している。F-29 の所蔵情報の表記でも *STC* と *Wing STC* ではシンボルで略していた所蔵情報を初期の *ESTC* では略しておらず、場合によっては書架番号まで記述するように定めている。これらの規則は、*STC* や *Wing STC* はスペースが限られている紙媒体だったのが、*ESTC* では電子媒体になったため変化したと推測できる。C-9 の個別資料の状態を所蔵情報に記述する規則が *STC* と *Wing STC* のみに存在するのも、個々の資料の所蔵と並べた方がスペースを削減できるためだと考えられる。

一方で電子媒体に変わったことにより、ラテン文字以外の記述が難しくなるという問題がある。タイトルの言語に関する規則 F-21 を見ると、*STC* と *Wing STC* ではギリシア文字をそのまま用いていたのに対して *ESTC* ではラテン文字以外は翻字している。現在の *ESTC* で使われている *DCRB* は特定の目録のための規則ではないので“再現不可能な場合は角括弧に入れて説明し、ラテン文字化は他の項目の法則に従う”²⁾ というあいまいな表現になっているが、実際に Web 上の *ESTC* を確認したところギリシア文字をラテン文字に翻字していた⁸⁾。綴りに関する規則 F-18 では現在の *ESTC* で使われている *DCRB* で合字を1文字ずつに分けるよう指示しているが、*STC* や *Wing STC* ではそのまま転写している。これも電子媒体に変わったことで、ラテン文字ではあるが特殊な形の合字を用いることが難しくなったためと考えられる。

4. それぞれの総合目録に特有の理由

新たに3種類の、総合目録の作成規則が変化した理由が見つかった。そのうちの1つが、それぞれの総合目録に特有の理由による変化である。これは目録作成規則の時代ごとの流れではなく、収録対象とする資料の問題や、その目録の目的や制限事項などが原因で作成規則が変化したということである。

STCでは初版でも第2版でも、規則F-10の記述項目でロンドン書籍商組合登録簿の登録番号を独立した項目としており、E-22のロンドン書籍商組合登録簿の情報の規則が定められている。これはSTCにある資料の多くがロンドン書籍商組合登録簿に登録されており、資料の識別に有効であるという収録対象の特性によるものである。

F-33の書誌的参照は、目録ごとに参考にする文献が異なっている。収録対象が異なるので参考にする文献が異なっているのは当然のことだと考えられる。

規則と言えるものではないが、*Wing STC*には注記がほとんど存在しない。これはスペースが限られた冊子体目録なのに、収録対象となる資料が多くSTCの2倍以上であることが原因だと考えられる。STC第2版でも注記が多くなりすぎたことで“Long note catalogue”⁵⁾になってしまったと反省の弁を述べているように、冊子体目録では注記の量は制限される。

5. 作成者の変化

現在のESTCではD-13の1枚もののタイトルに関する規則が新しく作られ、B-1の注記の情報源はどこからでもよい旨が明文化され、F-26の出版年では‘Printed in the year’などを省略する指示が明文化されるようになった。このように目録規則が明文化され、詳細に定められた背景には作り手の変化がある。STCは少人数で、*Wing STC*初版はWingが1人で作成した。それに対してESTCでは数多くの人間が関わっており、1978年の段階で英国図書館など52館が、1987年には1000館が参加している²⁶⁾。数多くの人間で作業をする際は規則を明確にするために、明文化する必要がある。

明文化されている規則であっても、作成者の間での記述の差ができないようにするために、例外などがより詳細に指示されるようになった。規則C-2の著者とししない対象として*Wing STC*では翻訳者をあげ、初期のESTCでは出版者、編集者、編纂者、翻訳者、挿画家をあげている。現在のESTCについてはDCRBに規定はないが、

AACR2では個人著者を“著作の知的もしくは芸術的内容の創造に主として責任を有する個人”としており、誰を著者とするのかについての規則が明確になっている。著者名の規則F-6、タイトルのF-11、出版情報のF-24は情報源に関する規則で、情報源である標題紙について現在のESTCでは“標題紙とは、標題紙または標題紙の代替物を指す”とし、標題紙の代替物とは“標題紙とその裏面、先行部分及び表紙、または奥付中の情報源、その出版物のそれ以外のところにある情報源、全く別の情報源”であると明確にしている。タイトルの大文字化に関するF-17では大文字化すべき固有名詞が何かを、タイトルの綴りに関するF-18では現代の記述法にする方法を、現在のESTCは詳細に指示している。

判型の表記の規則E-12において*Wing STC*とSTC第2版では拡張表記を行っているのに対し、ESTCでは拡張表記を行っていない。書誌学の進歩を基に取り入れた拡張表記を捨てたのは、目録作成者が判断するのが難しいためだと推測される。

明文化と詳細化が特に顕著なのは注記に関する規則である。STCと*Wing STC*で指示されているC-4のタイトルの後ろに記述する項目は初期のESTC以降から、STC初版のC-5の校合式はSTC第2版以降から注記に書かれている。STCにしか存在しない規則である標題紙関連の注記であるE-20と、特定の頁に関する注記であるE-21は、ESTCではF-32の出版物の内容などに関する注記の一部として扱われている。F-30はSTC第2版から、F-31、F-32、F-35は初期のESTCから明文化されるようになり、いずれも規則が詳しくなっている。注記は自由度が高いため、作成者の幅が広がってもむらがないように記述内容が明文化され、作成規則が詳細になった。

また、規則の中で例を示す際に、作成者にわかりやすく伝えるための方法として、実際の表記を用いるのもESTCのみである。F-28の推測される出版年はSTC第2版から指示が明文化されているが、現在のESTCでは記述方法についての実例が示されている。それ以外の項目で

260 Imprint*General rules for transcription*

The imprint is taken wherever possible from the titlepage.

If there is no titlepage the imprint may be found in the colophon, or (in the case of single-sheet material) at the end of the text, or elsewhere. Give the source of the imprint in a note if it is not the titlepage or the final words of a single sheet (see 500).

If there is no imprint on the titlepage, it is taken from the preliminaries or the colophon in that order of preference.

If information on any *element* of the imprint appears in two or more places give only that appearing in the preferred source in the imprint area without square brackets.

If supplementary or contradictory information covering any element, already supplied from the preferred source is found elsewhere in the book or outside the book, give it in square brackets. e.g.:

London : printed [by J. Wright] for Lawton Gilliver, 1730

London [i.e. Edinburgh] : printed for L. G. [or rather, by Thomas Ruddiman], 1735

第1図 初期のESTCの目録規則における例示
出典：文献12), p. 13.

も、*STC*と*Wing STC*では例示をする際も文章として示していた。例えば、*Wing STC*初版の序文には匿名の著作の標目の決め方について“For example: had *A pair of Northern Turtles* been issued during the period covered by the volumes, it would appear under *Pair*, whereas in the earlier *S.T.C.* it appears both under *Turtles* and *Northern Turtles*, but not under *Pair*”という説明がある⁶⁾一方で、初期のESTCでは第1図のように実際の記述例を示している。

6. 想定する利用者の変化

総則の規則D-9の発音と文字の形や、タイトルの規則F-18の綴りを見ると、現在のESTCでは現代の正書法に合わせるように指示していた。これは正確に記述する書誌学の伝統には反しているが、古い文字使いがわからなくても検索が可能である。

*STC*と*Wing STC*ではC-10の頭注の版情報において、他の項目の別の版や刷であるという形で記述しているのに対し、ESTCではD-32からD-36の版情報に関する規則が増えて、具体的

に記述している。規則F-8の個人著者に関連する情報では、同名の人物が複数いる場合に、*Wing STC*では年長か年少かを付与することで区別をつけているが、一方でESTCでは具体的な生没年を付与することで区別している。つまり、*STC*や*Wing STC*では利用者が他の版や著者に関する知識を持っていることを前提としているが、ESTCはそのような知識がなくても利用できるような配慮している。

この差は想定している利用者の差から起きていると考えられる。ESTCは文学、歴史、印刷、書誌学の研究者だけでなく、思想や社会の歴史の研究者も対象にしている²⁶⁾。そのため、書誌学に詳しくない人間でも資料が探せるような表記が必要になったのだろう。

V. おわりに

本研究の結果、総合目録の作成規則が明らかになった。*STC*初版と第2版のいずれの作成規則も、序文に書いてあることのほかに明文化されない規則を多く含んでいるが、第2版のほうがより詳細だった。*Wing STC*の作成規則も*STC*と同

様に明文化されない規則を多く含んでおり、初版と第2版で同じ作成規則を用いていた。初期のESTCは独自の明文化された規則を用いており、現在のESTCはAACR2とDCRBを用いている。

総合目録の作成規則は変化の仕方から、変化していない規則、内容は変化していないが明文化されるようになった規則、昔はあったが後になくなった規則、新たに増えた規則、一部の目録のみある規則、昔からあったが内容が変化した規則の6種類に分けることができた。STC第2版と初期のESTCの間でなくなった規則や増えた規則、変化した規則が多く、ESTC以降ではより詳細になっていった。また、STCだけにある規則も多かった。

本研究では、総合目録の作成規則が変化した理由として、Russellの示した現代の書物の目録規則の変化、書誌学の伝統、技術の進歩の3つが総合目録にも当てはまることと、さらに総合目録の作成規則に特有の変化の理由として個別の目録の問題、作成者の変化、想定利用者の変化の3つがあることが明らかになった。

現代の書物の目録規則の変化は団体著者の標目をはじめとして、古典籍の総合目録の作成規則全体に幅広く影響を与えている。書誌学の伝統に従って正確な転写をすすめただけでなく、判型の拡張表記や書誌の参照先などの新たな書誌学の進歩も常に作成規則に取り入れている。技術の進歩による電子目録の発展は検索に対応した記述を要求し、記述するスペースに制約を受けない詳細な記述を可能にしたが、その一方でラテン文字以外の転写を難しくした。作成者と想定利用者の多様化により作成規則は詳細になり明文化された。特に作成者の多様化からは、目録と書誌学のせめぎあいを見ることができる。

注・引用文献

- 1) Russell, B. M. Description and access in rare books cataloging: A historical survey. *Cataloging & Classification Quarterly*. 2003, vol. 35, no. 3, p. 491-523.
- 2) Library of Congress et al. *Descriptive Cataloging of Rare Books*. Library of Congress, 1991, 113p.
- 3) Rare Books and Manuscripts Section of Association of College & Research Libraries. "DCRM and RDA". <http://rbms.info/dcrm/rda/>, (accessed 2014-12-31).
- 4) Pollard, A. W. et al. *A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books Printed Abroad, 1475-1640*. Bibliographical Society, 1926, 609p.
- 5) Pollard, A. W. et al. *A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books Printed Abroad, 1475-1640*. 2nd ed., Bibliographical Society, 1976-1991, 3 vols.
- 6) Wing, D. G. *Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America, and of English Books Printed in Other Countries, 1641-1700*. Index Society, 1945-1951, 3 vols.
- 7) Wing, D. G. et al. *Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America, and of English Books Printed in Other Countries, 1641-1700*. 2nd ed., Index Committee of the Modern Language Association of America, 1972-1988, 3 vols.
- 8) The British Library. "English Short Title Catalogue". http://eatc.bl.uk/F/?func=file&file_name=login-bl-estc, (accessed 2014-12-31).
- 9) Library of Congress et al. *Bibliographic Description of Rare Books: Rules Formulated Under AACR2 and ISBD (A) for the Descriptive Cataloging of Rare Books and Other Special Printed Materials*. Library of Congress, 1981, 62 p.
- 10) Lundy, M. W. Evidence of application of the DCRB core standard in WorldCat and RILIN. *Library Resources & Technical Services*. 2006, vol. 50, no. 1, p. 42-57.
- 11) Moriarty, K. S. *Descriptive Cataloging of Rare Materials (Books) and its predecessors: A history of rare book cataloging practice in the United States*. Chapel Hill, University of North Carolina, 2004, 98p. A Master's paper. <https://cdr.lib.unc.edu/indexablecontent/uuid:71cedba2-f555-49fc-bc45-0bf5344b58fe>, (accessed 2014-12-24).
- 12) Alston, R. C. et al. *Bibliography, Machine Readable Cataloguing, and the ESTC*. British Library, 1978, 246p.
- 13) Zeeman, J. C. *The Eighteenth Century Short Title Catalogue: The Cataloguing Rules*. New

- ed., British Library, 1984, 113p.
- 14) Zeeman, J. C. The Eighteenth Century Short Title Catalogue: The Cataloguing Rules. 1986 ed., British Library, 1986, 114p.
 - 15) Zeeman, J. C. The Eighteenth Century Short Title Catalogue: The Cataloguing Rules. 1991 ed., British Library, 1991, 140p.
 - 16) Pearson, D. Reviews: A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, and Ireland and of English Books Printed Abroad 1475-1640. *Modern Language Review*. 1989, vol. 84, no. 4, p. 919-921.
 - 17) Carpenter, K. E. ed. Book review: A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, and Ireland and of English Books Printed Abroad 1475-1640. *The Papers of the Bibliographical Society of America*. 1977, vol. 71, p. 391-395.
 - 18) 武者小路信和. Short Title Catalogue, 1475-1640: 過去・現在・未来. 書誌索引展望. 1988, vol. 12, no. 4, p. 27-36.
 - 19) Wing, D. G. The making of the Short-Title Catalogue, 1641-1700. *Papers of the Bibliographical Society of America*. 1951, vol. 45, p. 59-69.
 - 20) Holzknicht, K. J. Book Review: Wing, Donald Goddard, comp. Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America, and of English Books Printed in Other Countries, 1641-1700. *The Papers of Bibliographical Society of America*. 1952, vol. 46, p. 400-406.
 - 21) McKitterick, D. Changes for the better? *The Book Collector*. 1988, vol. 37, no. 4, p. 461-478.
 - 22) Roberts, R. J. Towards a short-title catalogue of English eighteenth century books. *Journal of Librarianship*. 1970, vol. 2, no. 4, p. 246-262.
 - 23) Snyder, H. The Eighteenth Century Short Title Catalogue. *International Federation of Library Associations Journal*. 1990, vol. 16, no. 1, p. 79-84.
 - 24) University of St Andrews. "Universal Short Title Catalogue". <http://www.ustc.ac.uk/>, (accessed 2015-06-30).
 - 25) Tanselle, G. T. "Introduction to Bibliography Seminar Syllabus". 2002, 370p, <http://www.rare-bookschool.org/tanselle/syl-B-complete.090302.pdf>, (accessed 2014-12-31).
 - 26) 内藤衛亮ほか. 学術情報システムにおける総合目録の機能と運用に関する研究: 18世紀簡略書名目録 "ESTC". 学術情報センター, 1988, 141p.
 - 27) The British Library. "English Short Title Catalogue - content". <http://www.bl.uk/reshelp/findhelprestype/catblhold/estccontent/estccontent.html>, (accessed 2014-09-15).
 - 28) Panizzi, A. G. M. "Rules for the compilation of the catalogue". *Catalogue of Printed Books in the British Museum. Order of the trustees, 1841, vol. 1, p. v-ix.*
 - 29) Jewett, C. C. *Smithsonian Report on the Construction of Catalogues of Libraries*. Smithsonian Institution, 1853, 96p.
 - 30) Cutter, C. A. *Rules for a Printed Dictionary Catalogue*. Govt. Prtg. Off., 1876, 89p.
 - 31) American Library Association et al. *Catalog Rules: Author and Title Entries*. American ed., American Library Association Publishing Board, 1908, 88p.
 - 32) McKerrow, R. B. *An Introduction to Bibliography for Literary Students*. Clarendon Press, 1927, 359p.
 - 33) Greg, W. W. *A Bibliography of the English Printed Drama to the Restoration*. Bibliographical Society at the University Press, 1939-1959, 4 vols.
 - 34) American Library Association et al. *A.L.A. Catalog Rules: Author and Title Entries*. American Library Association, 1941, 379p.
 - 35) Bowers, F. *Principles of Bibliographical Description*. Princeton University Press, 1949, 505p.
 - 36) Dunkin, P. S. *How to Catalog a Rare Book*. American Library Association, 1951, 85p.
 - 37) American Library Association et al. *Anglo-American Cataloguing Rules*. Library Association, 1967, 327p.
 - 38) Gaskell, P. *A New Introduction to Bibliography*. Clarendon Press, 1972, 438p.
 - 39) American Library Association et al. *Anglo-American Cataloguing Rules*. 2nd ed., American Library Association, 1978, 620p.

要 旨

【目的】 本研究の目的は西洋古典籍の総合目録である、*A Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books Printed Abroad, 1475-1640* (STC) や *Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America, and of English Books Printed in Other Countries, 1641-1700* (Wing STC), *English Short Title Catalogue* (ESTC) の作成規則がどのような理由で時代ごとに変化したのかを明らかにすることである。

【方法】 西洋古典籍の総合目録のうち特に STC や Wing STC には、明文化や公表をされていない作成規則が存在すると考えられる。明文化されている規則を目録規則や序文や関連する文献から、明文化されていない規則を実際の日録のレコードから明らかにし、作成規則を再構成する。そして得られた作成規則を変化の仕方を基に分類し、変化の理由を考察する。

【結果】 本研究の結果、STC と Wing STC は明文化されていない内容を含む作成規則に基づいていること、ESTC は初期と現在で異なる、明文化された作成規則を用いていることが明らかになった。これらの総合目録の作成規則は STC 第2版と初期の ESTC の間で特に大きく変化し、より詳細になった。そして、古典籍のための目録規則に関する先行研究で示された、現代の書物の目録規則の変化、書誌学の伝統、技術の進歩が、総合目録の作成規則が変化した理由としても当てはまることと、個別の日録の問題、作成者の変化、想定利用者の変化の3つが総合目録に特有の変化の理由としてあることが明らかになった。